

平成十四年国土交通省令第七十三号

地方運輸局組織規則

国土交通省設置法（平成十一年法律第百号）第三十六條第三項並びに第三十七條第三項及び第五項並びに国土交通省組織令（平成十二年政令第二百五十五号）第二百三十三條第六項及び第二百六條第二項の規定に基づき、並びに同法及び同令を実施するため、地方運輸局組織規則（平成十三年国土交通省令第二十三号）の全部を改正する省令を次のように定める。

第一章 内部部局

第一節 部の所掌事務（第一条―第十条）

第二節 特別な職の設置等（第十一条―第十四條の三）

第三節 課の設置等

第一款 総務部（第十五条―第十九条）

第二款 交通政策部（第二十条―第二十三条）

第三款 観光部（第二十四条―第三十六条）

第四款 鉄道部（第三十七条―第四十四条）

第五款 自動車交通部（第四十五条―第五十条）

第六款 自動車監査指導部（第五十一条―第五十三条）

第七款 自動車技術安全部（第五十四条―第六十一条）

第八款 海事振興部（第六十二条―第七十二条）

第九款 海上安全環境部（第七十三条―第八十二条）

第十款 海事部（第八十三条―第八十四条の八）

第二章 運輸監理部

第一節 所掌事務（第八十五条）

第二節 部の設置（第八十六条）

第三節 部の所掌事務（第八十七条―第九十条）

第四節 特別な職の設置等（第九十一条―第九十四条の二）

第五節 課の設置等

第一款 総務企画部（第九十五条―第一百条）

第二款 海事振興部（第一百一条―第一百六条）

第三款 海上安全環境部（第七十七条―第一百五十五条）

第四款 兵庫陸運部（第一百六条―第一百十條）

第三章 運輸支局

第一節 管轄区域の特例（第二百一十一条）

第二節 所掌事務（第二百一十二条）

第三節 特別な職の設置等（第二百一十三条―第二百二十四条）

第四節 職の設置等（第二百二十五条―第四百一十七條）

第四章 地方運輸局、運輸監理部又は運輸支局の事務所

第一節 総則（第四百一十八條）

第二節 自動車検査登録事務所（第四百一十九條）

第三節 海事事務所（第五百十條―第六百六十一条）

第五章 雑則（第六百六十二条）

附則

第一章 内部部局

第一節 部の所掌事務

第一条 総務部は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 地方運輸局の所掌事務に関する総合調整に関すること。

二 公文書類の接受、発送、編集及び保存に関すること。

三 公文書類の審査に関すること。

四 広報に関すること。

五 地方運輸局の保有する情報の公開に関すること。

六 地方運輸局の職員に個人情報の保護に関すること。

七 地方運輸局の職員の任免、給与、懲戒、職務その他の人事並びに教養及び訓練に関すること。

八 地方運輸局の職員の衛生、医療その他の福利厚生に関すること。

九 国土交通省共済組合に関すること。

十 地方運輸局の所掌に係る経費及び収入の予算、決算及び会計並びに会計の監査に関すること。

十一 地方運輸局の所掌に係る国有財産の管理及び処分並びに物品の管理に関すること。

十二 地方運輸局の情報システムの整備及び管理に関すること。

十三 地方運輸局の所掌に係る施策に関し横断的な処理を要する次の事項に関する基本的な政策の企画及び立案並びに当該政策を実施するために必要な地方運輸局の所掌事務の総括に関すること。

イ 交通の安全の確保

ロ 交通に関連する防災

ハ 危機管理

十四 前各号に掲げるもののほか、地方運輸局の所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること。

（交通政策部の所掌事務）

第二条 交通政策部は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 地方運輸局の所掌事務に関する総合的かつ基本的な方針その他の政策の企画及び立案並びに当該政策を実施するために必要な地方運輸局の所掌事務の総括に関すること。

二 地方運輸局の所掌に係る施策に関し横断的な処理を要する事項に関する基本的な政策の企画及び立案並びに当該政策を実施するために必要な地方運輸局の所掌事務の総括に関すること（総務部の所掌に属するもの及び次に掲げるものを除く。）

三 地方運輸局の所掌に係る地域の振興に係る施策に関し横断的な処理を要する事項に関すること。

四 都市交通その他の地域的な交通に関する基本的な計画及び地域における交通調整に関すること（都市計画及び都市計画事業に関するものを除く。）

五 倉庫業その他の保管事業の発達、改善及び調整に関すること。

六 中心市街地の活性化に関する法律（平成十年法律第九十二号）第七條第十項第四号に規定する貨物運送効率化事業に関する計画の認定に関すること。

七 地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第十七條の四十六第一項に規定する住宅団地再生貨物運送共同化実施計画の認定に関すること。

八 流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律（平成十七年法律第八十五号）第二条第二号に規定する流通業務総合効率化事業に関すること（港湾流通拠点地区に関するものを除く。）

九 都市の低炭素化の促進に関する法律（平成二十四年法律第八十四号）第三十二條第一項

に規定する貨物運送共同化実施計画の認定に関すること。

十 貨物自動車ターミナルに関すること。

十一 交通事情に関する総合的な調査の実施及び情報の分析に関すること。

十二 地方交通審議会の庶務に関すること。

（観光部の所掌事務）

第三条 観光部は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 観光地及び観光施設の改善その他の観光の振興に関すること。

二 旅行業、旅行業者代理業その他の所掌に係る観光事業の発達、改善及び調整に関すること。

三 全国通訳案内士及び地域通訳案内士に関すること。

四 ホテル及び旅館の登録に関すること。

（鉄道部の所掌事務）

第四条 鉄道部は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 鉄道、軌道及び索道（以下「鉄道等」という。）の整備並びにこれらの整備及び運行に関連する環境対策に関すること（軌道法（大正十年法律第七十六号）第五条の規定による工事施行の認可、同法第七条の規定による工事の着手及び竣工の期間の指定並びに同法第八条の規定による工事の執行（以下「軌道の工事施行の認可等」という。）に関するものを除く。）

二 鉄道等による運送及びこれらの事業の発達、改善及び調整に関すること。

三 鉄道等の安全の確保に関すること（軌道の工事施行の認可等に関するものを除く。）

四 鉄道等に関する事故及びこれらの事故の兆候の原因並びにこれらの事故に伴い発生した被害の原因を究明するための調査に関すること（運輸安全委員会の所掌に属するものを除く。）

五 鉄道等の用に供する車両、信号保安装置その他の陸運機器（これらの部品を含む。以下「陸運機器等」という。）の製造、流通及び消費の増進、改善及び調整並びにこれらの陸運機器等の製造に関する事業の発達、改善及び調整に関すること。

（自動車交通部の所掌事務）

第五条 自動車交通部は、次に掲げる事務をつかさどる。

（自動車交通部の所掌事務）

（自動車交通部の所掌事務）

- 一 貨物利用運送事業（船舶運航事業者の行う貨物の運送に係るものを除く。次条、第四十九条、第五十条、第五十二条、第九十条及び第一百六条において同じ。）の発達、改善及び調整に関すること（関東運輸局及び近畿運輸局にあつては、自動車監査指導部の所掌に属するものを除く。）。
 - 二 道路運送及び道路運送事業の発達、改善及び調整並びに安全の確保に係る監査及びこれに基づく指導並びに当該監査の結果に基づく必要な処分に関すること（関東運輸局及び近畿運輸局にあつては、自動車監査指導部の所掌に属するものを除く。）。
 - 三 自動車ターミナルに関すること（交通政策部（関東運輸局及び近畿運輸局にあつては、交通政策部及び自動車監査指導部）の所掌に属するものを除く。）。
 - 四 自動車損害賠償責任保険及び自動車損害賠償責任共済に関すること。
 - 五 政府の管掌する自動車損害賠償保障事業に関すること。
- （自動車監査指導部の所掌事務）**
- 第六条** 自動車監査指導部は、次に掲げる事務をつかさどる。
- 一 貨物利用運送事業、道路運送事業及びバスターミナル事業に関する業務の監査及びこれに基づく指導並びに家用自動車の使用についての監査及びこれに基づく指導に関すること。
 - 二 道路運送及び道路運送事業の安全の確保に係る監査及びこれに基づく指導に関すること。
 - 三 前二号に規定する監査の結果に基づき必要な処分を行うこと。
- （自動車技術安全部の所掌事務）**
- 第七条** 自動車技術安全部は、次に掲げる事務をつかさどる。
- 一 自動車の登録及び自動車抵当に関すること。
 - 二 自動車の登録及び自動車抵当に関すること。
 - 三 道路運送及び道路運送車両の安全の確保、道路運送車両による公害の防止その他の道路運送車両に係る環境の保全（良好な環境の創出を含む。以下単に「環境の保全」という。）並びに道路運送車両の使用に関すること（自動車交通部（関東運輸局及び近畿運輸局にあつては、自動車監査指導部）の所掌に属するものを除く。）。

- 四 自動車の整備事業の発達、改善及び調整に関すること。
 - 五 軽車両及び自動車用代燃装置の製造、流通及び消費の増進、改善及び調整並びにこれらの製造に関する事業の発達、改善及び調整に関すること。
 - 六 道路運送車両並びにその使用及び整備に必要な機械器具及び物資の流通及び消費の増進、改善及び調整に関すること。
- （海事振興部の所掌事務）**
- 第八条** 海事振興部は、次に掲げる事務をつかさどる。
- 一 船舶運航事業者の行う貨物の運送に係る貨物利用運送事業の発達、改善及び調整に関すること。
 - 二 水上運送及び水上運送事業の発達、改善及び調整に関すること（海上安全環境部の所掌に属するものを除く。）。
 - 三 港湾運送及び港湾運送事業の発達、改善及び調整に関すること。
 - 四 海事代理士に関すること。
 - 五 海事思想の普及及び宣伝に関すること。
 - 六 造船に関する事業の発達、改善及び調整に関すること。
 - 七 船舶、船舶用機関及び船舶用品の製造、修繕、流通及び消費の増進、改善及び調整に関すること。
 - 八 モーターボート競走に関すること。
 - 九 船員の最低賃金及び福利厚生に関すること（労働条件の監査に関するものを除く。）。
 - 十 船員の失業対策及び船員の職業の紹介、職業の指導、職業の補導その他船員の労務の需給調整に関すること（監査に関するものを除く。）。
 - 十一 船員の教育及び養成に関すること。
- （海上安全環境部の所掌事務）**
- 第九条** 海上安全環境部は、次に掲げる事務をつかさどる。
- 一 海洋汚染等（海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第三十三号）第三十五条の二に規定する海洋汚染等をいう。以下同じ。）及び海上災害の防止に関すること。
 - 二 旅客定期航路事業（対外旅客定期航路事業を除く。）及び旅客不定期航路事業に関する許可及び認可に係る安全上の審査に関すること。

- 三 船舶運航事業の用に供する船舶の運航の管理に関する監査及び指導その他船舶運航事業に関する輸送の安全の確保に関する監督に関すること。
 - 四 水上運送（水上運送事業によるものを含む。）に係るエネルギーの使用の合理化に関すること（船舶の施設に関するものに限る。）。
 - 五 タンカー油濁損害賠償保障契約、一般船舶等油濁損害賠償保障契約及び難破物除去損害賠償保障契約に関すること。
 - 六 船舶のトン数の測度及び登録に関すること。
 - 七 船舶の安全の確保並びに船舶による危険物その他の特殊貨物の運送及び貯蔵に関すること。
 - 八 船員の労働条件、安全衛生その他の労働環境及び災害補償、船内規律並びに船員手帳に関すること（海事振興部の所掌に属するものを除く。）。
 - 九 船員の労務の需給調整に関する監査に関すること。
 - 十 海技士及び小型船舶操縦士の免許、船舶職員及び小型船舶操縦者の資格及び定員並びに水先に関すること。
 - 十一 船舶の航行の安全の確保、船舶の乗組員の適正な労働環境及び療養補償の確保並びに海洋汚染等の防止に係る外国船舶の監督に関すること。
 - 十二 運輸安全委員会の行う運輸安全委員会設置法（昭和四十八年法律第十三号）第五条第五号及び第六号に規定する調査に対する援助に関すること。
- （海事部の所掌事務）**
- 第十条** 海事部は、第八条各号及び前条各号に掲げる事務をつかさどる。
- 第二節 特別な職の設置等**
(次長)
- 第十一条** 北陸信越運輸局海事部に次長一人を、地方運輸局交通政策部、観光部、鉄道部及び自動車交通部、北海道運輸局総務部及び海事振興部、東北運輸局総務部及び海事振興部、関東運輸局総務部、自動車監査指導部、自動車技術安全部及び海事振興部、中部運輸局総務部、自動車技術安全部及び海事振興部、近畿運輸局総務部、自動車監査指導部、自動車技術安全部及び海事振興部、中国運輸局総務部、自動車監査指導部、自動車技術安全部及び海事振興部、中国運輸局総務部及び海事振興部

- 部、四国運輸局総務部及び海事振興部並びに九州運輸局総務部及び海事振興部にそれぞれ次長一人を置く。
 - 2 次長は、部長を助け、部の事務を整理する。
- （安全防災・危機管理調整官）**
- 第十二条** 地方運輸局総務部に、安全防災・危機管理調整官一人を置く。
- 2 安全防災・危機管理調整官は、命を受けて、総務部の所掌事務のうち、交通の安全の確保、交通に関連する防災及び危機管理に関する重要事項についての企画及び立案並びに調整に関する事務を整理する。
- （計画調整官）**
- 第十三条** 中部運輸局観光部に計画調整官二人を、北海道運輸局交通政策部、関東運輸局交通政策部、中部運輸局交通政策部、近畿運輸局交通政策部及び観光部並びに九州運輸局交通政策部及び観光部にそれぞれ計画調整官一人を置く。
- 2 計画調整官は、命を受けて、部の所掌事務に関する重要事項についての企画及び立案並びに調整に関する事務を整理する。
- （地方鉄道再構築推進調整官）**
- 第十三条の二** 北海道運輸局、東北運輸局、関東運輸局、北陸信越運輸局、近畿運輸局、中国運輸局及び九州運輸局の鉄道部にそれぞれ地方鉄道再構築推進調整官一人を置く。
- 2 地方鉄道再構築推進調整官は、命を受けて、鉄道部の所掌事務のうち、鉄道に係る交通手段の再構築の推進に関する重要事項についての企画及び立案並びに調整に関する事務を整理する。
- （調整官）**
- 第十四条** 東北運輸局海上安全環境部、関東運輸局海上安全環境部、中部運輸局海上安全環境部、近畿運輸局海上安全環境部、中国運輸局海上安全環境部並びに九州運輸局海事振興部及び海上安全環境部にそれぞれ調整官一人を置く。
- 2 調整官は、命を受けて、部の所掌事務に関する重要事項（離島航路活性化調整官及び海事保安・事故対策調整官の所掌に属するものを除く。）についての企画及び立案並びに調整に関する事務を整理する。
- （離島航路活性化調整官）**
- 第十四条の二** 中国運輸局、四国運輸局及び九州運輸局の海事振興部にそれぞれ離島航路活性化調整官一人を置く。

2 離島航路活性化調整官は、命を受けて、部の所掌事務のうち、離島航路事業の活性化に関する重要事項についての企画及び立案並びに調整に関する事務を整理する。

第十四条の三 (海事保安・事故対策調整官)

第十四条の三 地方運輸局海上安全環境部及び海事部に、海事保安・事故対策調整官一人を置く。

2 海事保安・事故対策調整官は、命を受けて、次に掲げる事務を整理する。

- 一 海上安全環境部及び海事部の所掌事務に関する船舶の保安及び船舶の事故による損害の賠償の保障に関する重要事項についての企画及び立案並びに調整に関すること。
- 二 海上安全環境部及び海事部の所掌事務に関する船舶の航行の安全の確保に関する対策の推進に関する重要事項についての企画及び立案並びに調整に関すること。
- 三 運輸安全委員会の行う運輸安全委員会設置法第五条第五号及び第六号に規定する調査に対する援助に関すること。

第三節 課の設置等

第一款 総務部

(総務部に置く課等)

第十五条 総務部に、次に掲げる課を置く。
 総務課
 人事課
 会計課

安全防災・危機管理課

2 前項に掲げる課のほか、総務部に広報対策官一人を置く。

(総務課の所掌事務)

第十六条 総務課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 地方運輸局の所掌事務に関する総合調整に関すること。
- 二 公文書類の接受、発送、編集及び保存に関すること。
- 三 公文書類の審査及び進達に関すること。
- 四 広報に関すること(広報対策官の所掌に属するものを除く)。
- 五 地方運輸局の保有する情報の公開に関すること(広報対策官の所掌に属するものを除く)。
- 六 地方運輸局の保有する個人情報保護に関すること。
- 七 地方運輸局の情報システムの整備及び管理に関すること。

八 前各号に掲げるもののほか、地方運輸局の所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること。

(人事課の所掌事務)

第十七条 人事課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 地方運輸局の職員の任免、給与、懲戒、職務その他の人事並びに教養及び訓練に関すること。
- 二 地方運輸局の定員に関すること。
- 三 地方運輸局の職員の衛生、医療その他の福利厚生に関すること。
- 四 国土交通省共済組合に関すること。

(会計課の所掌事務)

第十八条 会計課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 地方運輸局の所掌に係る経費及び収入の予算、決算及び会計並びに会計の監査に関すること。
- 二 地方運輸局の所掌に係る国有財産の管理及び処分並びに物品の管理に関すること。
- 三 地方運輸局所管の建築物の営繕に関すること。

(安全防災・危機管理課の所掌事務)

第十八条の二 安全防災・危機管理課は、地方運輸局の所掌に係る施策に関し横断的な処理を要する次の事項に関する基本的な政策の企画及び立案並びに当該政策を実施するために必要な地方運輸局の所掌事務の総括に関する事務をつかさどる。

- 一 交通の安全の確保
- 二 交通に関連する防災
- 三 危機管理

(広報対策官の職務)

第十九条 広報対策官は、命を受けて、広報及び地方運輸局の保有する情報の公開に関する重要事項の企画及び立案並びに調整に関する事務をつかさどる。

第二款 交通政策部

(交通政策部に置く課)

第二十条 交通政策部に、次に掲げる課を置く。

- 交通企画課
 - 環境・物流課
 - バリアフリー推進課
 - (交通企画課の所掌事務)
- 第二十一条 交通企画課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 交通政策部の所掌事務に関する総合調整に関すること。

二 地方運輸局の所掌事務に関する総合的かつ基本的な方針その他の政策の企画及び立案並びに当該政策を実施するために必要な地方運輸局の所掌事務の総括に関すること。

三 地方運輸局の所掌事務に係る交通機関の整備に関する基本的な政策の企画及び立案並びに当該政策を実施するために必要な地方運輸局の所掌事務の総括に関すること。

四 地方運輸局の所掌事務に係る国土総合開発及び一定の地域の開発に関する基本的な政策の企画及び立案並びに当該政策を実施するために必要な地方運輸局の所掌事務の総括に関すること。

五 地方運輸局の所掌事務に関する情報化に関する基本的な政策の企画及び立案並びに当該政策を実施するために必要な地方運輸局の所掌事務の総括に関すること(総務部の所掌に属するものを除く)。

六 前三号に掲げるもののほか、地方運輸局の所掌に係る施策に関し横断的な処理を要する事項に関する基本的な政策の企画及び立案に関する事務で他の所掌に属しないもの並びに当該政策を実施するために必要な地方運輸局の所掌事務の総括に関すること(次号に掲げるものを除く)。

七 地方運輸局の所掌に係る地域の振興に係る施策に関し横断的な処理を要する事項に関すること。

八 都市交通その他の地域的な交通に関する基本的な計画及び地域における交通調整に関すること(都市計画及び都市計画事業に関するもの並びに環境・物流課の所掌に属するものを除く)。

九 交通事情に関する総合的な調査の実施及び情報の分析に関すること。

十 地方交通審議会の庶務に関すること。

十一 前各号に掲げるもののほか、交通政策部の所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること。

(環境・物流課の所掌事務)

第二十二条 環境・物流課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 地方運輸局の所掌事務に係る環境の保全に関する基本的な政策の企画及び立案並びに当該政策を実施するために必要な地方運輸局の所掌事務の総括に関すること。

二 地方運輸局の所掌事務に係る貨物流通の効率化、円滑化及び適正化に関する基本的な政策の企画及び立案並びに当該政策を実施するために必要な地方運輸局の所掌事務の総括に関すること。

三 貨物流通に関する都市交通その他の地域的な交通に関する基本的な計画及び地域における交通調整に関すること(都市計画及び都市計画事業に関するものを除く)。

四 倉庫業その他の保管事業の発達、改善及び調整に関すること。

五 中心市街地の活性化に関する法律第七条第十項第四号に規定する貨物運送効率化事業に関する計画の認定に関すること。

六 地域再生法第十七条の四十六第一項に規定する住宅団地再生貨物運送共同化実施計画の認定に関すること。

七 流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律第二条第二号に規定する流通業務総合効率化事業に関すること(港湾流通拠点地区に関するものを除く)。

八 都市の低炭素化の促進に関する法律第三十二条第一項に規定する貨物運送共同化実施計画の認定に関すること。

九 貨物自動車ターミナルに関すること。

(バリアフリー推進課の所掌事務)

第二十三条 バリアフリー推進課は、地方運輸局の所掌に係る施策に関し横断的な処理を要する次の事項に関する基本的な政策の企画及び立案並びに当該政策を実施するために必要な地方運輸局の所掌事務の総括に関する事務をつかさどる。

- 一 高齢者、障害者、子ども及び妊産婦が安心して生活するために必要なこれらの者の移動又は施設の利用に係るバリアフリーに資する施策の推進その他これらの者の移動上及び公共施設その他の施設の利用上の利便性及び安全性の向上
- 二 一般消費者の利便の増進及び利益の保護

第三款 観光部

(観光部に置く課等)

第二十四条 観光部に、次に掲げる課を置く。

- 観光企画課
- 国際観光課
- 観光地域振興課

2 前項に掲げる課のほか、北海道運輸局及び近畿運輸局の観光部に、それぞれ観光戦略推進官一人を置く。

(観光企画課の所掌事務)

第二十五条 観光企画課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 観光部の所掌事務に関する総合調整に関すること。
- 二 観光の振興に関すること(国際観光課及び観光地域振興課の所掌に属するものを除く)。

三 旅行業、旅行業者代理業その他の所掌に係る観光事業の発達、改善及び調整に関すること。

四 ホテル及び旅館の登録に関すること。

五 前各号に掲げるもののほか、観光部の所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること。

(国際観光課の所掌事務)

第二十六条 国際観光課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 国際観光の振興に関すること(観光地域振興課の所掌に属するものを除く)。
- 二 観光部の所掌事務に係る国際機関及び外国の行政機関その他の者との連絡調整に関すること。

(観光地域振興課の所掌事務)

第二十七条 観光地域振興課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 観光地及び観光施設の改善に関すること。
- 二 地域の振興に資する観光の振興に関すること。

三 観光資源の保護、育成及び開発に関すること。

四 観光の振興に寄与する人材の育成に関すること。

五 全国通訳案内士及び地域通訳案内士に関すること。

(観光戦略推進官)

第二十八条 地域における観光の振興を図るための戦略に関する企画及び立案並びに関係行政機関その他の関係者との連絡調整に関する事務をつかさどる。

第二十九条から第三十六条まで 削除

第四款 鉄道部

(鉄道部に置く課等)
第三十七条 鉄道部に、次に掲げる課を置く。

監視課(関東運輸局、中部運輸局及び近畿運輸局に限る。)

技術・防災第一課(関東運輸局に限る。)

技術・防災第二課(関東運輸局に限る。)

安全指導課(四国運輸局を除く。)

索道課(北陸信越運輸局に限る。)

2 前項に掲げる課のほか、地方運輸局鉄道部に鉄道安全監査官を、四国運輸局鉄道部に安全指導推進官一人を置く。

(監視課の所掌事務)

第三十八条 監視課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 鉄道部の所掌事務に関する総合調整に関すること。
- 二 鉄道部の所掌に係る事業に関する税制に関する調整に関すること。
- 三 鉄道等による運送及びこれらの事業の発達、改善及び調整に関すること(計画課、技術・防災第一課及び技術・防災第二課、以下この条、次条及び第四十三条において同じ。)

四 安全指導課(四国運輸局においては、安全指導推進官)の所掌に属するものを除く。

五 陸運機器等の製造、販売及び修理に関する事業の発達、改善及び調整に関すること(技術・防災課の所掌に属するものを除く)。

六 前各号に掲げるもののほか、鉄道部の所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること。

(計画課の所掌事務)

第三十九条 計画課(北陸信越運輸局を除く)は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 鉄道等の整備に関すること(軌道の工事施行の認可等に関すること及び技術・防災課の所掌に属するものを除く)。
- 二 鉄道等に関する助成に関すること。

3 北海道運輸局、東北運輸局、中国運輸局、四国運輸局及び九州運輸局の計画課は、前項各号に規定する事務のほか、前条各号に規定する事務をつかさどる。

4 北陸信越運輸局の計画課は、前条第一号、第二号及び第五号に掲げる事務並びに同条第三号及び第四号並びに第一項各号に掲げる事務のうち鉄道及び軌道に係るものをつかさどる。

(技術・防災課の所掌事務)

第四十条 技術・防災課(北陸信越運輸局を除く)は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 鉄道等の整備に関する事務のうち技術に関すること(軌道の工事施行の認可等に関することを除く)。

二 鉄道等の整備及び運行に関連する環境対策に関すること。

三 索道による運送及び索道事業の発達、改善及び調整に関すること(事業の許可、事業の承継及び事業の停止の命令に関する事務に限る)。

四 鉄道等の用に供する電力の需給に関すること。

五 鉄道等の用に供する施設及び鉄道等の車両に関する安全の確保に関すること(軌道の工事施行の認可等に関すること及び鉄道安全監査官の所掌に属するものを除く)。

六 前号に掲げるもののほか、鉄道等の用に供する施設及び鉄道等の車両に関する災害の防止及び復旧に関すること。

七 陸運機器等及び鉄道等の用に供する施設の産業標準その他の規格に関すること。

八 陸運機器等の輸出の振興に関すること。

2 北陸信越運輸局の技術・防災課は、前項各号に掲げる事務のうち、鉄道及び軌道に係るものをつかさどる。

3 四国運輸局の技術・防災課は、第一項各号に規定する事務のほか、第四十三条各号に掲げる事務(安全指導推進官の所掌に属するものを除く)をつかさどる。

(技術・防災第一課の所掌事務)

第四十一条 技術・防災第一課は、前条第一項各号に掲げる事務(技術・防災第二課の所掌に属するものを除く)をつかさどる。

4 技術・防災第二課の所掌事務(技術・防災第二課は、次に掲げる事務をつかさどる)。

- 一 電気施設に関し、第四十条第一項第一号、第三号及び第五号から第八号までに掲げる事務に関すること。
- 二 鉄道等の車両に関し、第四十条第一項第一号及び第五号から第八号までに掲げる事務に関すること。

3 第四十条第一項第四号に掲げる事務(安全指導課の所掌事務)

第四十三条 安全指導課(北陸信越運輸局を除く)は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 鉄道等による運送及びこれらの事業の発達、改善及び調整に関する事務のうち技術に

関すること(技術・防災課の所掌に属するものを除く)。

二 鉄道等の安全の確保に関すること(軌道の工事施行の認可等に関すること並びに技術・防災課及び鉄道安全監査官の所掌に属するものを除く)。

三 鉄道等に関する事故及びこれらの事故の兆候の原因並びにこれらの事故に伴い発生した被害の原因を究明するための調査に関すること(運輸安全委員会の所掌に属するものを除く)。

2 北陸信越運輸局の安全指導課は、前項各号に掲げる事務のうち、鉄道及び軌道に係るものをつかさどる。

(索道課の所掌事務)

第四十三条の二 索道課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 索道の整備並びに索道の整備及び運行に関連する環境対策に関すること。

二 索道による運送及び索道事業の発達、改善及び調整に関すること。

三 索道の安全の確保に関すること。

四 索道に関する事故の原因及びこれらの事故に伴い発生した被害の原因を究明するための調査並びにこれらの事故の兆候についての必要な調査に関すること。

五 索道に係る陸運機器等の製造、流通及び消費の増進、改善及び調整並びに索道に係る陸運機器等の製造に関する事業の発達、改善及び調整に関すること。

(鉄道安全監査官の職務)

第四十三条の三 鉄道安全監査官は、命を受けて、鉄道等の車両及び鉄道等の用に供する施設の管理及び保守並びに運転取扱いの状況に関する検査に係る事務(索道課の所掌に属するものを除く)を分掌する。

2 鉄道安全監査官のうちから国土交通大臣が指名する者を首席鉄道安全監査官とする。

3 首席鉄道安全監査官は、鉄道安全監査官の所掌に属する事務を統括する。

(安全指導推進官の職務)

第四十四条 安全指導推進官は、命を受けて、第四十三條各号に掲げる事務に関する重要事項についての企画及び立案、調整並びに指導に関する事務をつかさどる。

第五款 自動車交通部

(自動車交通部に置く課等)

第四十五条 自動車交通部に、次に掲げる課を置く。

- 旅客第一課 (北陸信越運輸局及び四国運輸局に限る。)
- 旅客第二課 (北陸信越運輸局及び四国運輸局を除く。)
- 旅客第三課 (北陸信越運輸局、中部運輸局、中国運輸局、四国運輸局及び九州運輸局の自動車交通部に自動車監査官を置く。)
- (旅客課の所掌事務)

第四十六条 旅客課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 自動車交通部の所掌事務に関する総合調整に関すること。
- 二 道路運送車両による旅客の運送及び旅客自動車運送事業の発達、改善及び調整に関すること(自動車監査官の所掌に属するものを除く。)
- 三 自家用自動車の使用に関すること(貨物課及び自動車監査官の所掌に属するものを除く。)
- 四 自動車道及び自動車道事業の発達、改善及び調整に関すること(自動車監査官の所掌に属するものを除く。)
- 五 自動車ターミナルに関すること(交通政策部及び自動車監査官の所掌に属するものを除く。)
- 六 道路運送及び道路運送車両と道路との関連に関する調査及び研究に関すること。
- 七 自動車損害賠償責任保険及び自動車損害賠償責任共済に関すること。
- 八 政府の管掌する自動車損害賠償保障事業に関すること。
- 九 前各号に掲げるもののほか、自動車交通部の所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること。

第四十七条 旅客第一課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 前条第一号に掲げる事務
- 二 道路運送車両による旅客の運送及び旅客自動車運送事業の発達、改善及び調整に関する

こと(旅客第二課及び自動車監査官(関東運輸局及び近畿運輸局にあつては、自動車監査指導部。以下この条、次条及び第四十九条において同じ。))の所掌に属するものを除く。)

三 自動車道及び自動車道事業の発達、改善及び調整に関すること(自動車監査官の所掌に属するものを除く。)

四 自動車ターミナルに関すること(交通政策部及び自動車監査官の所掌に属するものを除く。)

五 前条第六号から第八号までに掲げる事務

六 前各号に掲げるもののほか、自動車交通部の所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること。

第四十八条 旅客第二課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 一般乗用旅客自動車運送事業及び特定旅客自動車運送事業の発達、改善及び調整に関すること(自動車監査官の所掌に属するものを除く。)
- 二 自家用自動車の使用に関すること(貨物課及び自動車監査官の所掌に属するものを除く。)

第四十九条 貨物課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 貨物利用運送事業の発達、改善及び調整に関すること(自動車監査官の所掌に属するものを除く。)
- 二 道路運送車両による貨物の運送及び貨物自動車運送事業の発達、改善及び調整に関すること(自動車監査官の所掌に属するものを除く。)
- 三 自家用貨物自動車の使用に関すること(自動車監査官の所掌に属するものを除く。)

第五十条 自動車監査官は、命を受けて、次に掲げる事務を分掌する。

- 一 貨物利用運送事業、道路運送事業及びバスターミナル事業に関する業務の監査及びこれに基づく指導並びに自家用自動車の使用についての監査及びこれに基づく指導に関すること。
- 二 道路運送及び道路運送事業の安全の確保に係る監査及びこれに基づく指導に関すること。

三 前二号に規定する監査の結果に基づき必要な処分を行うこと。

2 自動車監査官のうちから国土交通大臣が指名する者を首席自動車監査官とする。

3 首席自動車監査官は、自動車監査官の所掌に属する事務を統括する。

第六款 自動車監査指導部

(自動車監査官)

第五十一条 自動車監査指導部に、自動車監査官を置く。

(自動車監査官の職務)

第五十二条 自動車監査官は、命を受けて、第五十條第一項各号に掲げる事務を分掌する。

2 自動車監査官のうちから国土交通大臣が指名する者二人を首席自動車監査官とする。

3 首席自動車監査官は、自動車監査官の所掌に属する事務を統括する。

4 第二項に規定するもののほか、関東運輸局にあつては、自動車監査官のうちから国土交通大臣が指名する者一人を次席自動車監査官とする。

5 次席自動車監査官は、自動車監査官の所掌に属する事務の統括に關し、首席自動車監査官を補佐する。

第五十三条 削除

第七款 自動車技術安全全部

(自動車技術安全全部に置く課等)

第五十四条 自動車技術安全全部に、次に掲げる課を置く。

- 管理課 (四国運輸局を除く。)
- 整備・保安課 (関東運輸局、中部運輸局、近畿運輸局及び九州運輸局を除く。)
- 整備課 (関東運輸局、中部運輸局、近畿運輸局及び九州運輸局に限る。)
- 保安・環境課 (関東運輸局、中部運輸局、近畿運輸局及び九州運輸局に限る。)
- 技術課

2 前項に掲げる課のほか、四国運輸局自動車技術安全全部に管理業務調整官一人を、北海道運輸局、東北運輸局、北陸信越運輸局、中国運輸局及び四国運輸局の自動車技術安全全部に、それぞれ保安・環境調整官一人を置く。

第五十五条 管理課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 自動車技術安全全部の所掌事務に関する総合調整に関すること。

二 自動車の登録及び自動車抵当に関すること。

三 自動車検査登録印紙の売りさばきに関すること。

四 道路運送車両の流通及び消費の増進、改善及び調整に関すること(保安・環境調整官(関東運輸局、中部運輸局、近畿運輸局及び九州運輸局)にあつては、保安・環境課。第五十九條第二号及び第九号において同じ。))の所掌に属するものを除く。)

五 前各号に掲げるもののほか、自動車技術安全全部の所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること。

(整備・保安課の所掌事務)

第五十六条 整備・保安課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 自動車車庫に関すること。
- 二 道路運送の安全の確保に関すること(自動車交通部の所掌に属するものを除く。)
- 三 道路運送車両の整備に関すること(自動車の整備に関する命令に関すること及び次号に掲げるものを除く。)
- 四 道路運送車両による公害の防止その他の道路運送車両に係る環境の保全に関すること(技術課の所掌に属するものを除く。)
- 五 道路運送車両の使用に関する事務のうち技術上の改善及び環境の保全に関すること。
- 六 自動車の整備事業の発達、改善及び調整に関すること。
- 七 道路運送車両の整備に必要な機械器具及び物資の流通及び消費の増進、改善及び調整に関すること。
- 八 道路運送車両の使用に必要な物資の流通及び消費の増進、改善及び調整に関すること。
- 九 道路運送車両及びその使用に必要な機械器具に関する資源の有効な利用の確保に関すること。

第五十七条 整備課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 2 四国運輸局の整備・保安課は、前項に規定する事務のほか、第五十五条各号に掲げる事務(管理業務調整官の所掌に属するものを除く。))をつかさどる。

一 道路運送車両の整備に関すること（自動車
の整備に関する命令に関すること及び自動車
の整備管理者に関することを除く。）。

二 前条第一項第六号及び第七号に掲げる事務
（保安・環境課の所掌事務）

第五十八条 保安・環境課は、次に掲げる事務を
つかさどる。

一 第五十六条第一項第一号に掲げる事務

二 道路運送の安全の確保に関すること（自動
車交通部（関東運輸局及び近畿運輸局にあつ
ては、自動車監査指導部）の所掌に属するも
のを除く。）。

三 自動車の整備管理者に関すること（次号に
掲げるものを除く。）。

四 第五十六条第一項第四号に掲げる事務（整
備課の所掌に属するものを除く。）

五 第五十六条第一項第五号、第八号及び第九
号に掲げる事務

（技術課の所掌事務）

第五十九条 技術課は、次に掲げる事務をつかさ
どる。

一 道路運送車両の安全の確保に関すること
（整備・保安課及び保安・環境調整官（それ
ぞれについて、関東運輸局、中部運輸局、近
畿運輸局及び九州運輸局にあつては、整備課
及び保安・環境課）の所掌に属するものを除
く。）。

二 道路運送車両の使用に関すること（保安・
環境調整官の所掌に属するものを除く。）。

三 自動車の検査に関すること。

四 道路運送車両及び道路運送車両の装置の型
式についての指定その他の証明に関するこ
と。

五 自動車の車台番号及び原動機の型式の打刻
に関すること。

六 設計又は製作の過程に起因する基準不適合
自動車及び基準不適合特定後付装置につい
ての改善措置に関すること。

七 自動車の整備に関する命令に関すること。
八 軽車両及び自動車用代燃装置の製造、流通
及び消費の増進、改善及び調整並びにこれら
の製造に関する事業の発達、改善及び調整に
関すること。

九 道路運送車両の使用に必要な機械器具の流
通及び消費の増進、改善及び調整に関するこ
と（保安・環境調整官の所掌に属するものを
除く。）。

十 自動車技術安全全部の所掌事務に関する道路
運送車両の使用上の利益の保護に関する事項
についての企画及び立案に関すること。

二 自動車検査官は、自動車登録官及び自動車検
査官の任命、服務及び研修に関する規則（昭和
二十七年運輸省令第二号。以下「任命規則」と
いう。）で定めるところにより、次に掲げる事
務の執行に関する事務をつかさどる。

一 自動車の検査に関すること。

二 自動車の車台番号及び原動機の型式の打刻
に関すること。

三 自動車の整備に関する命令に関すること。

四 道路運送車両に関する技術上の調査及び統
計に関すること。

（管理業務調整官の所掌事務）

第六十条 管理業務調整官は、命を受けて、第五
十五条第二号から第四号までに掲げる事務に関
する重要事項についての企画及び立案並びに調
整に関する事務をつかさどる。

（保安・環境調整官の所掌事務）

第六十一条 保安・環境調整官は、命を受けて、
第五十六条第一項第一号、第二号、第四号、第
五号、第八号及び第九号並びに第五十八条第三
号に掲げる事務に関する重要事項についての企
画及び立案並びに調整に関する事務をつかさど
る。

第八款 海事振興部

（海事振興部に置く課等）

第六十二条 海事振興部に、次に掲げる課を置
く。

旅客課（北海道運輸局、東北運輸局及び四国
運輸局を除く。）

旅客・船舶産業課（北海道運輸局に限る。）

海運・港運課（東北運輸局に限る。）

海運・港運課（四国運輸局に限る。）

貨物・港運課（北海道運輸局、中部運輸局、
近畿運輸局及び中国運輸局に限る。）

貨物課（関東運輸局及び九州運輸局に限る。）

港運課（関東運輸局及び九州運輸局に限る。）

船舶産業課（北海道運輸局及び東北運輸局を
除く。）

船員労政課

前項に掲げる課のほか、東北運輸局海事振興
部に貨物調整官一人を、北海道運輸局及び東北
運輸局の海事振興部に、それぞれ船舶産業振興
官一人を置く。

（旅客課の所掌事務）

第六十三条 旅客課は、次に掲げる事務をつかさ
どる。

一 海事振興部の所掌事務に関する総合調整に
関すること。

二 水上運送及び水上運送事業の発達、改善及
び調整に関すること（海上安全環境部及び貨
物・港運課（関東運輸局及び九州運輸局にあ
つては、貨物課及び港運課）の所掌に属する
ものを除く。）。

三 海事代理士に関すること。

四 海事思想の普及及び宣伝に関すること。

五 前各号に掲げるもののほか、海事振興部の
所掌事務で他の所掌に属しないものに関する
こと。

（旅客・船舶産業課の所掌事務）

第六十四条 旅客・船舶産業課は、次に掲げる事
務をつかさどる。

一 前条第一号に掲げる事務

二 水上運送及び水上運送事業の発達、改善及
び調整に関すること（海上安全環境部及び貨
物・港運課の所掌に属するものを除く。）。

三 前条第三号及び第四号に掲げる事務

四 造船に関する事業の発達、改善及び調整に
関すること（船舶産業振興官の所掌に属する
ものを除く。）。

五 船舶、船舶用機関及び船舶用品の製造、修
繕、流通及び消費の増進、改善及び調整に関
すること（船舶産業振興官の所掌に属するも
のを除く。）。

六 モーターボート競走に関すること（船舶産
業振興官の所掌に属するものを除く。）。

七 前各号に掲げるもののほか、海事振興部の
所掌事務で他の所掌に属しないものに関する
こと。

（海事産業課の所掌事務）

第六十五条 海事産業課は、次に掲げる事務をつ
かさどる。

一 第六十三条第一号に掲げる事務

二 船舶運航事業者の行う貨物の運送に係る貨
物利用運送事業の発達、改善及び調整に関す
ること（東北運輸局にあつては、貨物調整官
の所掌に属するものを除く。）。

三 水上運送及び水上運送事業の発達、改善及
び調整に関すること（海上安全環境部（東北
運輸局にあつては、海上安全環境部及び貨物
調整官）の所掌に属するものを除く。）。

四 港灣運送及び港灣運送事業の発達、改善及
び調整に関すること（東北運輸局にあつて
は、貨物調整官の所掌に属するものを除く。）。

五 第六十三条第三号及び第四号に掲げる事務

六 前条第四号から第六号までに掲げる事務

七 前各号に掲げるもののほか、海事振興部の
所掌事務で他の所掌に属しないものに関する
こと。

（海運・港運課の所掌事務）

第六十五条の二 海運・港運課は次に掲げる事務
をつかさどる。

一 第六十三条第一号に掲げる事務

二 船舶運航事業者の行う貨物の運送に係る貨
物利用運送事業の発達、改善及び調整に関す
ること。

三 前条第二号に掲げる事務をつかさどる。

（港運課の所掌事務）

第六十六条 港運課は、第六十五条の二第四号に
掲げる事務をつかさどる。

（船舶産業課の所掌事務）

第六十七条 船舶産業課は、次に掲げる事務をつ
かさどる。

一 造船に関する事業の発達、改善及び調整に
関すること。

（貨物課の所掌事務）

第六十六条 貨物・港運課は、次に掲げる事務を
つかさどる。

一 前条第二号に掲げる事務

二 外航に係る運送及び外航に係る船舶運航事
業（人の運送をするものを除く。）並びに内
航運送及び内航海運業の発達、改善及び調整
に関すること（海上安全環境部の所掌に属す
るものを除く。）。

三 前条第四号に掲げる事務

（貨物課の所掌事務）

第六十七条 貨物課は、第六十五条の二第二号及
び前条第二号に掲げる事務をつかさどる。

（港運課の所掌事務）

第六十八条 港運課は、第六十五条の二第四号に
掲げる事務をつかさどる。

（船舶産業課の所掌事務）

第六十九条 船舶産業課は、次に掲げる事務をつ
かさどる。

一 造船に関する事業の発達、改善及び調整に
関すること。

二 港灣運送及び港灣運送事業の発達、改善及
び調整に関すること（海上安全環境部及び貨
物・港運課の所掌に属するものを除く。）。

三 水上運送及び水上運送事業の発達、改善及
び調整に関すること（海上安全環境部の所掌
に属するものを除く。）。

四 港灣運送及び港灣運送事業の発達、改善及
び調整に関すること。

五 第六十三条第三号及び第四号に掲げる事務

六 前各号に掲げるもののほか、海事振興部の
所掌事務で他の所掌に属しないものに関する
こと。

（海運・港運課の所掌事務）

第六十五条の二 海運・港運課は次に掲げる事務
をつかさどる。

一 第六十三条第一号に掲げる事務

二 船舶運航事業者の行う貨物の運送に係る貨
物利用運送事業の発達、改善及び調整に関す
ること。

三 水上運送及び水上運送事業の発達、改善及
び調整に関すること（海上安全環境部の所掌
に属するものを除く。）。

四 港灣運送及び港灣運送事業の発達、改善及
び調整に関すること。

五 第六十三条第三号及び第四号に掲げる事務

六 前各号に掲げるもののほか、海事振興部の
所掌事務で他の所掌に属しないものに関する
こと。

（貨物・港運課の所掌事務）

第六十六条 貨物・港運課は、次に掲げる事務を
つかさどる。

一 前条第二号に掲げる事務

二 外航に係る運送及び外航に係る船舶運航事
業（人の運送をするものを除く。）並びに内
航運送及び内航海運業の発達、改善及び調整
に関すること（海上安全環境部の所掌に属す
るものを除く。）。

三 前条第四号に掲げる事務

（貨物課の所掌事務）

第六十七条 貨物課は、第六十五条の二第二号及
び前条第二号に掲げる事務をつかさどる。

（港運課の所掌事務）

第六十八条 港運課は、第六十五条の二第四号に
掲げる事務をつかさどる。

（船舶産業課の所掌事務）

第六十九条 船舶産業課は、次に掲げる事務をつ
かさどる。

一 造船に関する事業の発達、改善及び調整に
関すること。

二 船舶、船舶用機関及び船舶用品の製造、修繕、流通及び消費の増進、改善及び調整に関すること。

三 モーターボート競走に関すること。

(船員労政課の所掌事務)

第七十条 船員労政課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 船員の最低賃金及び福利厚生に関すること(労働条件の監査に関するものを除く)。

二 船員の失業対策及び船員の職業の紹介、職業の指導、職業の補導その他船員の労務の需給調整に関すること(監査に関するものを除く)。

三 船員の教育及び養成に関すること。

(貨物調整官の職務)

第七十一条 貨物調整官は、命を受けて、第六十六各号に掲げる事務に関する重要事項についての企画及び立案並びに調整に関する事務をつかさどる。

(船舶産業振興官の職務)

第七十二条 船舶産業振興官は、命を受けて、第六十九各号に掲げる事務に関する重要事項についての企画及び立案並びに調整に関する事務をつかさどる。

第九款 海上安全環境部

(海上安全環境部に置く課等)

第七十三条 海上安全環境部に、次に掲げる課を置く。

監理課(関東運輸局、近畿運輸局及び九州運輸局に限る。)

船舶安全環境課

船員労働環境・海技資格課(九州運輸局を除く。)

船員労働環境課(九州運輸局に限る。)

海技資格課(九州運輸局に限る。)

2 前項に掲げる課のほか、地方運輸局海上安全環境部に運輸労務監理官、海事技術専門官、海技試験官及び外国船舶監督官(うち第八十二条第三項に規定する首席外国船舶監督官及び同条第五項に規定する次席外国船舶監督官以外は、関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。)を置く。

(監理課の所掌事務)

第七十四条 監理課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 海上安全環境部の所掌事務に関する総合調整に関すること。

二 タンカー油濁損害賠償保障契約、一般船舶等油濁損害賠償保障契約及び難破物除去損害賠償保障契約に関すること(外国船舶監督官の所掌に属するものを除く)。

三 船舶のトン数の測度及び登録に関すること(海事技術専門官の所掌に属するものを除く)。

四 船舶の航行の安全の確保、船舶の乗組員の適正な労働環境及び療養補償の確保並びに海洋汚染等の防止に係る外国船舶の監督に関すること(外国船舶監督官の所掌に属するものを除く)。

五 運輸安全委員会の行う運輸安全委員会設置法第五条第五号及び第六号に規定する調査に対する援助に関すること。

六 前各号に掲げるもののほか、海上安全環境部の所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること。

(船舶安全環境課の所掌事務)

第七十五条 船舶安全環境課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 前条第一号に掲げる事務(関東運輸局、近畿運輸局及び九州運輸局を除く)。

二 海洋汚染等及び海上災害の防止に関すること(海事技術専門官の所掌に属するものを除く)。

三 前条第二号及び第三号に掲げる事務(関東運輸局、近畿運輸局及び九州運輸局を除く)。

四 船舶の安全の確保並びに船舶による危険物その他の特殊貨物の運送及び貯蔵に関すること(海事技術専門官の所掌に属するものを除く)。

五 前条第四号及び第五号に掲げる事務(関東運輸局、近畿運輸局及び九州運輸局を除く)。

六 前各号に掲げるもののほか、海上安全環境部の所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること(関東運輸局、近畿運輸局及び九州運輸局を除く)。

(船員労働環境・海技資格課の所掌事務)

第七十六条 船員労働環境・海技資格課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 船員の労働条件、安全衛生その他の労働環境及び災害補償、船内規律並びに船員手帳に関すること(海事振興部及び運輸労務監理官の所掌に属するものを除く)。

二 海技士及び小型船舶操縦士の免許、船舶職員及び小型船舶操縦者の資格及び定員並びに

水先に関すること(運輸労務監理官及び海技試験官の所掌に属するものを除く)。

(船員労働環境課の所掌事務)

第七十七条 船員労働環境課は、前条第一号に掲げる事務をつかさどる。

(海技資格課の所掌事務)

第七十八条 海技資格課は、第七十六条第二号に掲げる事務をつかさどる。

(運輸労務監理官の職務)

第七十九条 運輸労務監理官は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 旅客定期航路事業(対外旅客定期航路事業を除く)及び旅客不定期航路事業に関する許可及び認可に係る安全上の審査に関すること。

二 船舶運航事業の用に供する船舶の運航の管理に関する監査及び指導その他船舶運航事業に関する輸送の安全の確保に関する監督に関すること。

三 船員の労働条件、安全衛生その他の労働環境及び船内規律に関する監査に関すること。

四 船員の適正な労働環境及び療養補償の確保に係る検査の執行に関すること。

五 船員の労務の需給調整に関する監査に関すること。

六 船舶職員の資格及び定員に関する監査に関すること。

2 運輸労務監理官のうちから国土交通大臣が指名する者を首席運輸労務監理官とする。

3 首席運輸労務監理官は、運輸労務監理官の所掌に属する事務を統括する。

4 第二項に規定するもののほか、運輸労務監理官のうちから国土交通大臣が指名する者を次席運輸労務監理官とする。

5 次席運輸労務監理官は、運輸労務監理官の所掌に属する事務の統括に関し、首席運輸労務監理官を補佐する。

(海事技術専門官の職務)

第八十条 海事技術専門官は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 船舶検査の執行に関すること。

二 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定による原動機の放出量確認、原動機取扱手引書の承認、二酸化炭素放出抑制航行手引書の承認、二酸化炭素放出抑制指標に係る確認並びに海洋汚染防止設備等、海洋汚染防止緊急措置手引書等、大気汚染防止検査対

象設備及び揮発性物質放出防止措置手引書の検査の執行に関すること。

三 危険物その他の特殊貨物の積付検査の執行に関すること。

四 型式承認を受けた船舶、船舶用機関及び船舶用品の検定の執行に関すること。

五 船舶保安規程の承認に係る審査に関すること。

六 船級協会の行う船舶の検査及び船舶保安規程の審査の事務の審査に関すること。

七 水上運送事業に係るエネルギーの使用の合理化に関する報告の徴収及び立入検査に関すること(船舶の施設に関するものに限り)。

八 船舶のトン数の測度の執行に関すること。

九 船舶の測度に係る計算書及び明細書の作成に関すること。

十 船舶件名書の作成に関すること。

十一 船舶のトン数に係る証書及び確認書の作成に関すること。

十二 外国船舶に係るトン数に関する証書の検査に関すること。

2 海事技術専門官のうちから国土交通大臣が指名する者二人を首席海事技術専門官とする。

3 首席海事技術専門官は、海事技術専門官の所掌に属する事務を統括する。

4 第二項に規定するもののほか、海事技術専門官のうちから国土交通大臣が指名する者一人(関東運輸局にあつては、二人)を次席海事技術専門官とする。

5 次席海事技術専門官は、海事技術専門官の所掌に属する事務の統括に関し、首席海事技術専門官を補佐する。

(海技試験官の職務)

第八十一条 海技試験官は、海技士国家試験、小型船舶操縦士国家試験、縮約国資格証明書の受有者の承認のための試験、水先人試験及び船員の資格の認定のための試験の試験問題の作成及び試験の執行に関する事務をつかさどる。

2 海技試験官のうちから国土交通大臣が指名する者を首席海技試験官とする。

3 首席海技試験官は、海技試験官の所掌に属する事務を統括する。

4 第二項に規定するもののほか、関東運輸局及び九州運輸局にあつては、海技試験官のうちから国土交通大臣が指名する者を次席海技試験官とする。

5 次席海技試験官は、海技試験官の所掌に属する事務の統括に関し、首席海技試験官を補佐する。

(外国船舶監督官の職務)
第八十二条 外国船舶監督官は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 船舶の航行の安全の確保及び海洋汚染等の防止に係る外国船舶の監督に係る検査の執行に関すること(次号に掲げる事務を除く。)

二 船舶の航行の安全の確保に係る外国船舶の監督のうち船舶の乗組員に関するもの並びに船舶の乗組員の適正な労働環境及び療養補償の確保に係る外国船舶の監督に係る検査の執行並びに外国船舶に係るタンカー油濁損害賠償保障契約、一般船舶等油濁損害賠償保障契約及び難破物除去損害賠償保障契約に関する検査(外国船舶のうち特に重要なものに係るものを除く。)の執行に関すること。

2 外国船舶監督官のうちから国土交通大臣が指名する者を首席外国船舶監督官とする。

3 首席外国船舶監督官は、外国船舶監督官の所掌に属する事務を統括する。

4 第二項に規定するもののほか、外国船舶監督官のうちから国土交通大臣が指名する者を次席外国船舶監督官とする。

5 次席外国船舶監督官は、外国船舶監督官の所掌に属する事務の統括に関し、首席外国船舶監督官を補佐する。

第十款 海事部

(海事部に置く課等)
第八十三条 海事部に、次に掲げる課を置く。

海事業業課

船舶安全環境課

船舶労働環境・海技資格課

2 前項に掲げる課のほか、地方運輸局海事部に運航労務監理官、海事技術専門官、海技試験官及び外国船舶監督官(うち第八十四条の八第三項に規定する首席外国船舶監督官及び同条第五項に規定する次席外国船舶監督官以外は、関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。)を置く。

(海事業業課の所掌事務)
第八十四条 海事業業課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 海事部の所掌事務に関する総合調整に関すること。

二 第六十五条の二第二号に掲げる事務

三 水上運送及び水上運送事業の発達、改善及び調整に関すること(運航労務監理官の所掌に属するものを除く。)

四 第六十五条の二第四号に掲げる事務

五 第六十三条第三号及び第四号に掲げる事務

六 第六十九条各号に掲げる事務

七 前各号に掲げるもののほか、海事部の所掌事務のうち他の所掌に属しないものに関すること。

(船舶労働課の所掌事務)
第八十四条の二 船舶労働課は、第七十条各号に掲げる事務をつかさどる。

(船舶安全環境課の所掌事務)
第八十四条の三 船舶安全環境課は、第七十四条第二号から第五号まで並びに第七十五条第二号及び第四号に掲げる事務をつかさどる。

(船舶労働環境・海技資格課の所掌事務)
第八十四条の四 船舶労働環境・海技資格課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 船舶の労働条件、安全衛生その他の労働環境及び災害補償、船内規律並びに船員手帳に関すること(船舶労働課及び運航労務監理官の所掌に属するものを除く。)

二 第七十六条第二号に掲げる事務

(運航労務監理官の職務)
第八十四条の五 運航労務監理官は、第七十九条第一項各号に掲げる事務をつかさどる。

2 運航労務監理官のうちから国土交通大臣が指名する者を首席運航労務監理官とする。

3 首席運航労務監理官は、運航労務監理官の所掌に属する事務を統括する。

4 第二項に規定するもののほか、運航労務監理官のうちから国土交通大臣が指名する者を次席運航労務監理官とする。

5 次席運航労務監理官は、運航労務監理官の所掌に属する事務の統括に関し、首席運航労務監理官を補佐する。

(海事技術専門官の職務)
第八十四条の六 海事技術専門官は、第八十条第一項各号に掲げる事務をつかさどる。

2 海事技術専門官のうちから国土交通大臣が指名する者二人を首席海事技術専門官とする。

3 首席海事技術専門官は、海事技術専門官の所掌に属する事務を統括する。

4 第二項に規定するもののほか、海事技術専門官のうちから国土交通大臣が指名する者一人を次席海事技術専門官とする。

5 次席海事技術専門官は、海事技術専門官の所掌に属する事務の統括に関し、首席海事技術専門官を補佐する。

(海技試験官の職務)
第八十四条の七 海技試験官は、第八十一条第一項に掲げる事務をつかさどる。

2 海技試験官のうちから国土交通大臣が指名する者を首席海技試験官とする。

3 首席海技試験官は、海技試験官の所掌に属する事務を統括する。

(外国船舶監督官の職務)
第八十四条の八 外国船舶監督官は、第八十二条第一項各号に掲げる事務をつかさどる。

2 外国船舶監督官のうちから国土交通大臣が指名する者を首席外国船舶監督官とする。

3 首席外国船舶監督官は、外国船舶監督官の所掌に属する事務を統括する。

4 第二項に規定するもののほか、外国船舶監督官のうちから国土交通大臣が指名する者を次席外国船舶監督官とする。

5 次席外国船舶監督官は、外国船舶監督官の所掌に属する事務の統括に関し、首席外国船舶監督官を補佐する。

第二章 運輸監理部

第一節 所掌事務

(所掌事務)
第八十五条 神戸運輸監理部は、地方運輸局の所掌事務のうち、次に掲げる事務を分掌する。

一 海洋汚染等及び海上災害の防止に関すること。

二 倉庫業その他の保管事業の発達、改善及び調整に関すること。

三 貨物利用運送事業の発達、改善及び調整に関すること。

四 所掌事務に係る一般消費者の利益の保護に関すること。

五 観光地及び観光施設の改善その他の観光の振興に関すること。

六 旅行業、旅行者代理業その他の所掌に係る観光事業の発達、改善及び調整に関すること。

六の二 全国通訳案内士及び地域通訳案内士に関すること。

七 水上運送及び水上運送事業の発達、改善及び調整に関すること。

八 港湾運送及び港湾運送事業の発達、改善及び調整に関すること。

九 タンカー油濁損害賠償保障契約、一般船舶等油濁損害賠償保障契約及び難破物除去損害賠償保障契約に関すること。

十 海事代理士に関すること。

十一 海事思想の普及及び宣伝に関すること。

十二 船舶のトン数の測度及び登録に関すること。

十三 船舶の安全の確保並びに船舶による危険物その他の特殊貨物の運送及び貯蔵に関すること。

十四 造船に関する事業の発達、改善及び調整に関すること。

十五 船舶、船舶用機関、船舶用品の製造、修繕、流通及び消費の増進、改善及び調整に関すること。

十六 モーターボート競走に関すること。

十七 船舶の労働条件、安全衛生その他の労働環境、福利厚生及び災害補償、船内規律並びに船員手帳に関すること。

十八 船員の失業対策及び船員の職業の紹介、職業の指導、職業の輔導その他船員の労務の需給調整に関すること。

十九 船員の教育及び養成、海技従事者の免許、船舶職員の資格及び定員並びに水先に関すること。

二十 船舶の航行の安全の確保、船舶の乗組員の適正な労働環境及び療養補償の確保並びに海洋汚染等の防止に係る外国船舶の監督に関すること。

二十一 運輸安全委員会の行う運輸安全委員会設置法第五条第五号及び第六号に規定する調査に対する援助に関すること。

二十二 都市交通その他の地域的な交通に関する基本的な計画及び地域における交通調整に関すること(都市計画及び都市計画事業に関するものを除く。)

二十三 中心市街地の活性化に関する法律第七条第十項第四号に規定する貨物運送効率化事業に関する計画の認定に関すること。

二十四 地域再生法第十七条の四十六第一項に規定する住宅団地再生貨物運送共同化実施計画の認定に関すること。

二十五 流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律第二条第二号に規定する流通業務総合効率化事業に関すること(港湾流通拠点地区に関するものを除く。)

二十六 都市の低炭素化の促進に関する法律第三十二条第一項に規定する貨物運送共同化実施計画の認定に関する事。

二十七 ホテル及び旅館の登録に関する事。

二十八 鉄道等の整備並びにこれらの整備及び運行に関連する環境対策に関する事(軌道の工事施行の認可等に関する事を除く)。

二十九 鉄道等による運送及びこれらの事業の発達、改善及び調整に関する事。

三十 鉄道等の安全の確保に関する事(軌道の工事施行の認可等に関する事を除く)。

三十一 鉄道等に関する事故及びこれらの事故の兆候の原因並びにこれらの事故に伴い発生した被害の原因を究明するための調査に関する事(運輸安全委員会の所掌に属するものを除く)。

三十二 陸運機器等の製造、流通及び消費の増進、改善及び調整並びにこれらの陸運機器等の製造に関する事業の発達、改善及び調整に関する事。

三十三 道路運送及び道路運送事業の発達、改善及び調整に関する事。

三十四 自動車ターミナルに関する事。

三十五 自動車車庫に関する事。

三十六 自動車損害賠償責任保険及び自動車損害賠償責任共済に関する事。

三十七 政府の管掌する自動車損害賠償保障事業に関する事。

三十八 自動車の登録及び自動車抵当に関する事。

三十九 道路運送及び道路運送車両の安全の確保、道路運送車両による公害の防止その他の道路運送車両に係る環境の保全並びに道路運送車両の使用に関する事。

四十 自動車の整備事業の発達、改善及び調整に関する事。

四十一 軽車両及び自動車用代燃装置の製造、流通及び消費の増進、改善及び調整並びにこれらの製造に関する事業の発達、改善及び調整に関する事。

四十二 道路運送車両並びにその使用及び整備に必要な機械器具及び物資の流通及び消費の増進、改善及び調整に関する事。

四十三 前各号に掲げるもののほか、法律(法律に基づく命令を含む)に基づき地方運輸局に属せられた事務

2 前項の規定にかかわらず、近畿運輸局の管轄区域の全域にわたる調査並びに企画及びその実

施の調整に関する事務については、神戸運輸監理部の所掌事務としな。

第二節 部の設置

第八十六条 神戸運輸監理部に、次の四部を置く。

- 総務企画部
海事振興部
海上安全環境部
兵庫陸運部

第三節 部の所掌事務

第八十七条 総務企画部は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 神戸運輸監理部の所掌事務に関する総合調整に関する事。

二 公文書類の接受、発送、編集及び保存に関する事。

三 公文書類の審査に関する事。

四 広報に関する事。

五 神戸運輸監理部の保有する情報の公開に関する事。

六 神戸運輸監理部の保有する個人情報保護に関する事。

七 神戸運輸監理部の職員の任免、給与、懲戒、服務その他の人事並びに教養及び訓練に関する事。

八 神戸運輸監理部の職員の衛生、医療その他の福利厚生に関する事。

九 国土交通省共済組合に関する事。

十 神戸運輸監理部の所掌に係る経費及び収入の予算、決算及び会計並びに会計の監査に関する事。

十一 神戸運輸監理部の所掌に係る国有財産の管理及び処分並びに物品の管理に関する事。

十二 神戸運輸監理部の所掌事務に関する総合的かつ基本的な方針その他の政策の企画及び立案並びに当該政策を実施するために必要な神戸運輸監理部の所掌事務の総括に関する事。

十三 神戸運輸監理部の所掌に係る施策に関し横断的な処理を要する事項に関する基本的な政策の企画及び立案並びに当該政策を実施するために必要な神戸運輸監理部の所掌事務の総括に関する事(次号に掲げるものを除く)。

十四 神戸運輸監理部の所掌に係る地域の振興に係る施策に関し横断的な処理を要する事項に関する事。

十五 都市交通その他の地域的な交通に関する基本的な計画及び地域における交通調整に関する事(都市計画及び都市計画事業に関するものを除く)。

十六 倉庫業その他の保管事業の発達、改善及び調整に関する事。

十七 中心市街地の活性化に関する法律第七条第十項第四号に規定する貨物運送効率化事業に関する計画の認定に関する事。

十八 地域再生法第十七条の四十六第一項に規定する住宅団地再生貨物運送共同化実施計画の認定に関する事。

十九 流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律第二条第二号に規定する流通業務総合効率化事業に関する事(港湾流通拠点地区に関する事を除く)。

二十 都市の低炭素化の促進に関する法律第三十二条第一項に規定する貨物運送共同化実施計画の認定に関する事。

二十一 貨物自動車ターミナルに関する事。

二十二 観光地及び観光施設の改善その他の観光の振興に関する事。

二十三 旅行業、旅行業者代理業その他の所掌に係る観光事業の発達、改善及び調整に関する事。

二十四 全国通訳案内士及び地域通訳案内士に関する事。

二十五 ホテル及び旅館の登録に関する事。

二十六 交通事情に関する総合的な調査の実施及び情報の分析に関する事。

二十七 鉄道等の整備並びにこれらの整備及び運行に関連する環境対策に関する事(軌道の工事施行の認可等に関する事を除く)。

二十八 鉄道等による運送及びこれらの事業の発達、改善及び調整に関する事。

二十九 鉄道等に関する事故及びこれらの事故の兆候の原因並びにこれらの事故に伴い発生した被害の原因を究明するための調査に関する事(運輸安全委員会の所掌に属するものを除く)。

三十 陸運機器等の製造、流通及び消費の増進、改善及び調整並びにこれらの陸運機器等

の製造に関する事業の発達、改善及び調整に関する事。

三十一 前各号に掲げるもののほか、神戸運輸監理部の所掌事務で他の所掌に属しないものに関する事。

(海事振興部の所掌事務)

第八十八条 海事振興部は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 船舶運航事業者の行う貨物の運送に係る貨物利用運送事業の発達、改善及び調整に関する事。

二 水上運送及び水上運送事業の発達、改善及び調整に関する事(海上安全環境部の所掌に属するものを除く)。

三 港湾運送及び港湾運送事業の発達、改善及び調整に関する事。

四 海事代理士に関する事。

五 海事思想の普及及び宣伝に関する事。

六 造船に関する事業の発達、改善及び調整に関する事。

七 船舶、船舶用機関及び船舶用品の製造、修繕、流通及び消費の増進、改善及び調整に関する事。

八 モーターボート競走に関する事。

九 船員の最低賃金及び福利厚生に関する事(労働条件の監査に関する事を除く)。

十 船員の失業対策及び船員の職業の紹介、職業の指導、職業の補導その他船員の労務の需給調整に関する事(監査に関する事を除く)。

十一 船員の教育及び養成に関する事。

第八十九条 海上安全環境部は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する事。

二 旅客定期航路事業(対外旅客定期航路事業を除く)及び旅客不定期航路事業に関する許可及び認可に係る安全上の審査に関する事。

三 船舶運航事業の用に供する船舶の運航の管理に関する監査及び指導その他船舶運航事業に関する輸送の安全の確保に関する監督に関する事。

四 水上運送(水上運送事業によるものを含む)に係るエネルギーの使用の合理化に関

すること（船舶の施設に関するものに限る。）
五 タンカー油濁損害賠償保障契約、一般船舶等油濁損害賠償保障契約及び難破物除去損害賠償保障契約に関すること。
六 船舶のトン数の測度及び登録に関すること。

七 船舶の安全の確保並びに船舶による危険物その他の特殊貨物の運送及び貯蔵に関すること。

八 船員の労働条件、安全衛生その他の労働環境及び災害補償、船内規律並びに船員手帳に関すること（海事振興部の所掌に属するものを除く。）
九 船員の労務の需給調整に関する監査に関すること。

十 海技士及び小型船舶操縦士の免許、船舶職員及び小型船舶操縦者の資格及び定員並びに水先に関すること。
十一 船舶の航行の安全の確保、船舶の乗組員の適正な労働環境及び療養補償の確保並びに海洋汚染等の防止に係る外国船舶の監督に関すること。

十二 運輸安全委員会の行う運輸安全委員会設置法第五条第五号及び第六号に規定する調査に対する援助に関すること。
（兵庫陸運部の所掌事務）

第九十条 兵庫陸運部は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 貨物利用運送事業の発達、改善及び調整に関すること。
二 道路運送及び道路運送事業の発達、改善及び調整に関すること。

三 自動車ターミナルに関すること（貨物自動車ターミナルに関するものを除く。）
四 自動車車庫に関すること。
五 自動車損害賠償責任保険及び自動車損害賠償責任共済に関すること。

六 政府の管掌する自動車損害賠償保障事業に関すること。
七 自動車の登録及び自動車抵当に関すること。

八 道路運送及び道路運送車両の安全の確保、道路運送車両による公害の防止その他の道路運送車両に関する環境の保全並びに道路運送車両の使用に関すること。
九 自動車の整備事業の発達、改善及び調整に関すること。

十 軽車両及び自動車用代燃装置の製造、流通及び消費の増進、改善及び調整並びにこれらの製造に関する事業の発達、改善及び調整に関すること。
十一 道路運送車両並びにその使用及び整備に必要な機械器具及び物資の流通及び消費の増進、改善及び調整に関すること。

第四節 特別な職の設置等

第九十一条 総務企画部及び海事振興部に、それぞれ次長一人を置く。

2 総務企画部は、命を受けて、総務企画部の所掌事務に関する海上交通の活性化に係る重要事項についての企画及び立案並びに調整に関する事務を整理する。

第九十二条 総務企画部に、海事交通計画調整官一人を置く。

2 海事交通計画調整官は、命を受けて、総務企画部の所掌事務に関する海上交通の活性化に係る重要事項についての企画及び立案並びに調整に関する事務を整理する。

第九十三条 総務企画部に、企画調整官一人を置く。

2 企画調整官は、命を受けて、総務企画部の所掌事務に関する重要事項についての企画及び立案並びに調整に関する事務を整理する。

第九十四条 総務企画部に、安全防災・危機管理調整官一人を置く。

2 安全防災・危機管理調整官は、命を受けて、総務企画部の所掌事務のうち、交通の安全の確保、交通に関する防災及び危機管理に関する重要事項についての企画及び立案並びに調整に関する事務を整理する。

第九十五条 総務企画部に、次の五課を置く。

第一課 総務企画部
第二課 総務課
第三課 人事課
第四課 会計課
第五課 企画課
第六課 安全防災・危機管理課

2 前項に掲げる課のほか、総務企画部に広報対策官及び物流施設対策官それぞれ一人を置く。
（総務課の所掌事務）

第九十六条 総務課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 神戸運輸監視部の所掌事務に関する総合調整に関すること。
二 公文書類の接受、発送、編集及び保存に関すること。
三 公文書類の審査及び進達に関すること。
四 広報に関すること（広報対策官の所掌に属するものを除く。）
五 神戸運輸監視部の保有する情報の公開に関すること（広報対策官の所掌に属するものを除く。）
六 神戸運輸監視部の保有する個人情報の保護に関すること。
七 神戸運輸監視部の情報システムの整備及び管理に関すること。
八 前各号に掲げるもののほか、神戸運輸監視部の所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること。

第九十七条 人事課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 神戸運輸監視部の職員の任免、給与、懲戒、服務その他の人事並びに教養及び訓練に関すること。
二 神戸運輸監視部の定員に関すること。

三 神戸運輸監視部の職員の衛生、医療その他の福利厚生に関すること。
四 国土交通省共済組合に関すること。
（会計課の所掌事務）

第九十八条 会計課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 神戸運輸監視部の所掌に係る経費及び収入の予算、決算及び会計並びに会計の監査に関すること。
二 神戸運輸監視部の所掌に係る国有財産の管理及び処分並びに物品の管理に関すること。
三 神戸運輸監視部所管の建築物の営繕に関すること。

第九十九条 企画課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 神戸運輸監視部の所掌事務に関する総合的かつ基本的な方針その他の政策の企画及び立案並びに当該政策を実施するために必要な神戸運輸監視部の所掌事務の総括に関すること。
二 神戸運輸監視部の所掌に係る施策に関し横断的な処理を要する事項に関すること。
三 神戸運輸監視部の所掌に係る地域の振興に係る施策に関し横断的な処理を要する事項に関すること。
四 都市交通その他の地域的な交通に関する基本的な計画及び地域における交通調整に関すること（都市計画及び都市計画事業に関するもの及び物流施設対策官の所掌に属するものを除く。）
五 倉庫業その他の保管事業の発達、改善及び調整に関すること（物流施設対策官の所掌に属するものを除く。）
六 中心市街地の活性化に関する法律第七条第十項第四号に規定する貨物運送効率化事業に関する計画の認定に関すること（物流施設対策官の所掌に属するものを除く。）
七 地域再生法第十七条の四十六第一項に規定する住宅団地再生貨物運送共同化実施計画の認定に関すること（物流施設対策官の所掌に属するものを除く。）

神戸運輸監視部の所掌事務

一 神戸運輸監視部の職員に属するものに関すること。
二 神戸運輸監視部の所掌に属するものに関すること。
三 神戸運輸監視部の所掌に属するものに関すること。
四 神戸運輸監視部の所掌に属するものに関すること。
五 神戸運輸監視部の所掌に属するものに関すること。
六 神戸運輸監視部の所掌に属するものに関すること。
七 神戸運輸監視部の所掌に属するものに関すること。
八 神戸運輸監視部の所掌に属するものに関すること。

一 神戸運輸監視部の職員に属するものに関すること。
二 神戸運輸監視部の所掌に属するものに関すること。
三 神戸運輸監視部の所掌に属するものに関すること。
四 神戸運輸監視部の所掌に属するものに関すること。
五 神戸運輸監視部の所掌に属するものに関すること。
六 神戸運輸監視部の所掌に属するものに関すること。
七 神戸運輸監視部の所掌に属するものに関すること。
八 神戸運輸監視部の所掌に属するものに関すること。

一 神戸運輸監視部の職員に属するものに関すること。
二 神戸運輸監視部の所掌に属するものに関すること。
三 神戸運輸監視部の所掌に属するものに関すること。
四 神戸運輸監視部の所掌に属するものに関すること。
五 神戸運輸監視部の所掌に属するものに関すること。
六 神戸運輸監視部の所掌に属するものに関すること。
七 神戸運輸監視部の所掌に属するものに関すること。
八 神戸運輸監視部の所掌に属するものに関すること。

一 神戸運輸監視部の職員に属するものに関すること。
二 神戸運輸監視部の所掌に属するものに関すること。
三 神戸運輸監視部の所掌に属するものに関すること。
四 神戸運輸監視部の所掌に属するものに関すること。
五 神戸運輸監視部の所掌に属するものに関すること。
六 神戸運輸監視部の所掌に属するものに関すること。
七 神戸運輸監視部の所掌に属するものに関すること。
八 神戸運輸監視部の所掌に属するものに関すること。

一 神戸運輸監視部の職員に属するものに関すること。
二 神戸運輸監視部の所掌に属するものに関すること。
三 神戸運輸監視部の所掌に属するものに関すること。
四 神戸運輸監視部の所掌に属するものに関すること。
五 神戸運輸監視部の所掌に属するものに関すること。
六 神戸運輸監視部の所掌に属するものに関すること。
七 神戸運輸監視部の所掌に属するものに関すること。
八 神戸運輸監視部の所掌に属するものに関すること。

一 神戸運輸監視部の職員に属するものに関すること。
二 神戸運輸監視部の所掌に属するものに関すること。
三 神戸運輸監視部の所掌に属するものに関すること。
四 神戸運輸監視部の所掌に属するものに関すること。
五 神戸運輸監視部の所掌に属するものに関すること。
六 神戸運輸監視部の所掌に属するものに関すること。
七 神戸運輸監視部の所掌に属するものに関すること。
八 神戸運輸監視部の所掌に属するものに関すること。

八 流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律第二条第二号に規定する流通業務総合効率化事業に関する事(港湾流通拠点地区に関する事)及び物流施設対策官の所掌に属するものを除く。

九 都市の低炭素化の促進に関する法律第三十二条第一項に規定する貨物運送共同化実施計画の認定に関する事(物流施設対策官の所掌に属するものを除く)。

十 貨物自動車ターミナルに関する事(物流施設対策官の所掌に属するものを除く)。

十一 観光地及び観光施設の改善その他の観光の振興に関する事。

十二 旅行業、旅行業者代理業その他の所掌に係る観光事業の発達、改善及び調整に関する事。

十三 ホテル及び旅館の登録に関する事。

十四 交通事情に関する総合的な調査の実施及び情報の分析に関する事。

十五 鉄道等の整備並びにこれらの整備及び運行に關する環境対策に関する事(軌道の工事施行の認可等に関する事を除く)。

十六 鉄道等による運送及びこれらの事業の発達、改善及び調整に関する事。

十七 鉄道等の安全の確保に関する事(軌道の工事施行の認可等に関する事を除く)。

十八 鉄道等に関する事故及びこれらの事故の兆候の原因並びにこれらの事故に伴い発生した被害の原因を究明するための調査に関する事(運輸安全委員会の所掌に属するものを除く)。

十九 陸運機器等の製造、流通及び消費の増進、改善及び調整並びにこれらの陸運機器等の製造に関する事業の発達、改善及び調整に関する事。

第九十九条の二 (安全防災・危機管理課の所掌事務)

運輸監視部の所掌に係る施策に関し横断的な処理を要する次の事項に関する基本的な政策の企画及び立案並びに当該政策を実施するために必要な神戸運輸監視部の所掌事務の総括に関する事務をつかさどる。

- 一 交通の安全の確保
- 二 交通に關連する防災
- 三 危機管理

(広報対策官の職務)
第一百条 広報対策官は、命を受けて、広報及び神戸運輸監視部の保有する情報の公開に関する重要事項の企画及び立案並びに調整に関する事務をつかさどる。

第一百一条 (物流施設対策官の職務)

物流施設対策官は、次に掲げる事務に關する重要事項についての企画及び立案並びに調整に関する事務をつかさどる。

一 神戸運輸監視部の所掌事務に係る貨物流通の効率化、円滑化及び適正化に関する基本的な政策の企画及び立案並びに当該政策を実施するために必要な神戸運輸監視部の所掌事務の総括に関する事。

二 貨物流通に関する都市交通その他の地域的な交通に関する基本的な計画及び地域における交通調整に関する事(都市計画及び都市計画事業に関するものを除く)。

三 倉庫業その他の保管事業の発達、改善及び調整に関する事。

四 中心市街地の活性化に関する法律第七条第十項第四号に規定する貨物運送効率化事業に関する計画の認定に関する事。

五 地域再生法第十七条の四十六第一項に規定する住宅団地再生貨物運送共同化実施計画の認定に関する事。

六 流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律第二条第二号に規定する流通業務総合効率化事業に関する事(港湾流通拠点地区に関する事を除く)。

七 都市の低炭素化の促進に関する法律第三十二条第一項に規定する貨物運送共同化実施計画の認定に関する事。

八 貨物自動車ターミナルに関する事。
第二款 海事振興部

第一百二条 (海事振興部に置く課)

旅客課
貨物・港運課
船舶産業課
船員労政課

第一百三条 (旅客課の所掌事務)

旅客課は、次に規定する事務をつかさどる。
一 海事振興部の所掌事務に關する総合調整に關する事。

- 二 水上運送及び水上運送事業の発達、改善及び調整に関する事(海上安全環境部及び貨物・港運課の所掌に属するものを除く)。

三 海事代理士に關する事。
四 海事思想の普及及び宣伝に關する事。
五 前各号に掲げるもののほか、海事振興部の所掌事務で他の所掌に属しないものに関する事。

第一百四条 (貨物・港運課の所掌事務)

貨物・港運課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 船舶運航事業者の行う貨物の運送に係る貨物利用運送事業の発達、改善及び調整に関する事。

二 外航に係る運送及び外航に係る船舶運航事業(人の運送をするものを除く)並びに内航運送及び内航海運業の発達、改善及び調整に関する事(海上安全環境部の所掌に属するものを除く)。

三 港湾運送及び港湾運送事業の発達、改善及び調整に関する事。

第一百五条 (船舶産業課の所掌事務)

船舶産業課は、次に掲げる事務をつかさどる。
一 造船に關する事業の発達、改善及び調整に關する事。

二 船舶、船舶用機関及び船舶用品の製造、修繕、流通及び消費の増進、改善及び調整に關する事。

三 モーターボート競走に關する事。

四 船員労政課の所掌事務
第一百六条 船員労政課は、次に掲げる事務をつかさどる。
一 船員の最低賃金及び福利厚生に關する事(労働条件の監査に關する事を除く)。
二 船員の失業対策及び船員の職業の紹介、職業の指導、職業の補導その他船員の労務の需給調整に關する事(監査に關する事を除く)。

第一百七条 (海上安全環境部に置く課等)

海上安全環境部に、次の二課を置く。
一 船舶安全環境課
二 船員労働環境・海技資格課

第一百八条 (海上安全環境部に置く課等)

前項に掲げる課のほか、海上安全環境部に運輸監視部、海事技術専門官、海技試験官及び外国船舶監督官(うち第十五条第三項に規定する首席外国船舶監督官及び同条第五項に規定する次席外国船舶監督官以外は、関係のある

他の職を占める者をもって充てられるものとす)を置く。
第一百八条 船舶安全環境課は、次に掲げる事務をつかさどる。
一 海上安全環境部の所掌事務に關する総合調整に關する事。
二 海洋汚染等及び海上災害の防止に關する事(海事技術専門官の所掌に属するものを除く)。

三 タンカー油濁損害賠償保障契約、一般船舶等油濁損害賠償保障契約及び難破物除去損害賠償保障契約に関する事(外国船舶監督官の所掌に属するものを除く)。
四 船舶のトン数の測定及び登録に關する事(海事技術専門官の所掌に属するものを除く)。

五 船舶の安全の確保並びに船舶による危険物その他の特殊貨物の運送及び貯蔵に關する事(海事技術専門官の所掌に属するものを除く)。
六 船舶の航行の安全の確保、船舶の乗組員の適正な労働環境及び療養補償の確保並びに海洋汚染等の防止に係る外国船舶の監督に關する事(外国船舶監督官の所掌に属するものを除く)。

七 運輸安全委員会の行う運輸安全委員会設置法第五条第五号及び第六号に規定する調査に對する援助に關する事。
八 前各号に掲げるもののほか、海上安全環境部の所掌事務で他の所掌に属しないものに関する事。

第一百九条 (船員労働環境・海技資格課の所掌事務)

船員労働環境・海技資格課は、次に掲げる事務をつかさどる。
一 船員の労働条件、安全衛生その他の労働環境及び災害補償、船内規律並びに船員手帳に關する事(海事振興部及び運輸監視部の所掌に属するものを除く)。
二 海技士及び小型船舶操縦士の免許、船舶職員及び小型船舶操縦者の資格及び定員並びに水先に関する事(運輸監視部及び海技試験官の所掌に属するものを除く)。

第一百十條 (運輸監視部の職務)

運輸監視部は、次に掲げる事務をつかさどる。
一 旅客定期航路事業(対外旅客定期航路事業を除く)及び旅客不定期航路事業に関する

事務をつかさどる。
二 海上安全環境部に、次の二課を置く。
一 船舶安全環境課
二 船員労働環境・海技資格課
三 船員労働環境・海技資格課
四 船員労働環境・海技資格課
五 船員労働環境・海技資格課
六 船員労働環境・海技資格課
七 船員労働環境・海技資格課
八 船員労働環境・海技資格課
九 船員労働環境・海技資格課
十 船員労働環境・海技資格課
十一 船員労働環境・海技資格課
十二 船員労働環境・海技資格課
十三 船員労働環境・海技資格課
十四 船員労働環境・海技資格課
十五 船員労働環境・海技資格課
十六 船員労働環境・海技資格課
十七 船員労働環境・海技資格課
十八 船員労働環境・海技資格課
十九 船員労働環境・海技資格課
二十 船員労働環境・海技資格課
二十一 船員労働環境・海技資格課
二十二 船員労働環境・海技資格課
二十三 船員労働環境・海技資格課
二十四 船員労働環境・海技資格課
二十五 船員労働環境・海技資格課
二十六 船員労働環境・海技資格課
二十七 船員労働環境・海技資格課
二十八 船員労働環境・海技資格課
二十九 船員労働環境・海技資格課
三十 船員労働環境・海技資格課
三十一 船員労働環境・海技資格課
三十二 船員労働環境・海技資格課
三十三 船員労働環境・海技資格課
三十四 船員労働環境・海技資格課
三十五 船員労働環境・海技資格課
三十六 船員労働環境・海技資格課
三十七 船員労働環境・海技資格課
三十八 船員労働環境・海技資格課
三十九 船員労働環境・海技資格課
四十 船員労働環境・海技資格課
四十一 船員労働環境・海技資格課
四十二 船員労働環境・海技資格課
四十三 船員労働環境・海技資格課
四十四 船員労働環境・海技資格課
四十五 船員労働環境・海技資格課
四十六 船員労働環境・海技資格課
四十七 船員労働環境・海技資格課
四十八 船員労働環境・海技資格課
四十九 船員労働環境・海技資格課
五十 船員労働環境・海技資格課
五十一 船員労働環境・海技資格課
五十二 船員労働環境・海技資格課
五十三 船員労働環境・海技資格課
五十四 船員労働環境・海技資格課
五十五 船員労働環境・海技資格課
五十六 船員労働環境・海技資格課
五十七 船員労働環境・海技資格課
五十八 船員労働環境・海技資格課
五十九 船員労働環境・海技資格課
六十 船員労働環境・海技資格課
六十一 船員労働環境・海技資格課
六十二 船員労働環境・海技資格課
六十三 船員労働環境・海技資格課
六十四 船員労働環境・海技資格課
六十五 船員労働環境・海技資格課
六十六 船員労働環境・海技資格課
六十七 船員労働環境・海技資格課
六十八 船員労働環境・海技資格課
六十九 船員労働環境・海技資格課
七十 船員労働環境・海技資格課
七十一 船員労働環境・海技資格課
七十二 船員労働環境・海技資格課
七十三 船員労働環境・海技資格課
七十四 船員労働環境・海技資格課
七十五 船員労働環境・海技資格課
七十六 船員労働環境・海技資格課
七十七 船員労働環境・海技資格課
七十八 船員労働環境・海技資格課
七十九 船員労働環境・海技資格課
八十 船員労働環境・海技資格課
八十一 船員労働環境・海技資格課
八十二 船員労働環境・海技資格課
八十三 船員労働環境・海技資格課
八十四 船員労働環境・海技資格課
八十五 船員労働環境・海技資格課
八十六 船員労働環境・海技資格課
八十七 船員労働環境・海技資格課
八十八 船員労働環境・海技資格課
八十九 船員労働環境・海技資格課
九十 船員労働環境・海技資格課
九十一 船員労働環境・海技資格課
九十二 船員労働環境・海技資格課
九十三 船員労働環境・海技資格課
九十四 船員労働環境・海技資格課
九十五 船員労働環境・海技資格課
九十六 船員労働環境・海技資格課
九十七 船員労働環境・海技資格課
九十八 船員労働環境・海技資格課
九十九 船員労働環境・海技資格課
一百 船員労働環境・海技資格課

- の製造に関する事業の発達、改善及び調整に
関すること。
- 十九 道路運送及び道路運送事業の発達、改善
及び調整に関する事。
- 二十 自動車庫に関する事。
- 二十一 自動車損害賠償責任保険及び自動車損
害賠償責任共済に関する事。
- 二十二 政府の管掌する自動車損害賠償保障事
業に関する事。
- 二十三 自動車の登録及び自動車抵当に関する
事。
- 二十四 道路運送及び道路運送車両の安全の確
保、道路運送車両による公害の防止その他の
道路運送車両に係る環境の保全並びに道路運
送車両の使用に関する事。
- 二十五 自動車の整備事業の発達、改善及び調
整に関する事。
- 二十六 軽車両及び自動車用代燃装置の製造、
流通及び消費の増進、改善及び調整並びにこ
れらの製造に関する事業の発達、改善及び調
整に関する事。
- 二十七 道路運送車両並びにその使用及び整備
に必要な機械器具及び物資の流通及び消費の
増進、改善及び調整に関する事。
- 二十八 水上運送及び水上運送事業の発達、改
善及び調整に関する事。
- 二十九 港湾運送及び港湾運送事業の発達、改
善及び調整に関する事。
- 三十 外国船舶に係るタンカー油濁損害賠償保
障契約、一般船舶等油濁損害賠償保障契約及
び難破物除去損害賠償保障契約に関する検査
(外国船舶のうち特に重要なものに係るもの
を除く。)に関する事。
- 三十一 海事代理士に関する事。
- 三十二 海事思想の普及及び宣伝に関する事
と。
- 三十三 船舶のトン数の測度及び登録に関する
事。
- 三十四 船舶の安全の確保並びに船舶による危
険物その他の特殊貨物の運送及び貯蔵に関す
ること。
- 三十五 造船に関する事業の発達、改善及び調
整に関する事。
- 三十六 船舶、船舶用機関及び船舶用品の製
造、修繕、流通及び消費の増進、改善及び調
整に関する事。
- 三十七 モーターボート競走に関する事。

- 三十八 船員の労働条件、安全衛生その他の勞
働環境、福利厚生及び災害補償、船内規律並
びに船員手帳に関する事。
 - 三十九 船員の失業対策及び船員の職業の紹
介、職業の指導、職業の補導その他船員の勞
務の需給調整に関する事。
 - 四十 船員の教育及び養成、海技士及び小型船
舶操縦士の免許、船舶職員及び小型船舶操縦
者の資格及び定員並びに水先に関する事。
 - 四十一 船舶の航行の安全の確保、船舶の乗組
員の適正な労働環境及び療養補償の確保並び
に海洋汚染等の防止に係る外国船舶の監督に
関すること。
 - 四十二 前各号に掲げるもののほか、法律(法
律に基づく命令を含む。)に基づき地方運輸
局に属させられた事務
- 第三節 特別な職の設置等**
- (次長)
- 第二百二十三条 東京運輸支局に次長三人を、札幌
運輸支局、帯広運輸支局、北見運輸支局、宮城
運輸支局、栃木運輸支局、群馬運輸支局、山梨
運輸支局、新潟運輸支局、長野運輸支局、岐阜
運輸支局、滋賀運輸支局、奈良運輸支局、広島
運輸支局及び香川運輸支局以外の運輸支局にそ
れぞれ次長一人を置く。
 - 2 次長は、運輸支局長を助け、運輸支局の事務
を整理する。
- 第二百二十四条 削除**
- 第四節 職の設置等**
(運輸企画専門官)
- 第二百二十五条 運輸支局に、運輸企画専門官を置
く。
- 2 運輸企画専門官は、次に掲げる事務をつかさ
どる。
 - 一 運輸支局の所掌事務に関する総合調整に関
すること。
 - 二 運輸支局長の官印及び運輸支局印の保管に
関すること。
 - 三 公文書の接受、発送、編集及び保存に関す
ること。
 - 四 公文書類の審査及び進達に関する事。
 - 五 運輸支局の職員の任免、給与、懲戒、服務
その他の人事並びに教養及び訓練に関するこ
と。
 - 六 運輸支局の所掌に係る経費及び収入の予
算、決算及び会計並びに会計の監査に関する
こと。

- 七 運輸支局の所掌事務に関する総合的かつ基
本的な方針その他の政策の企画及び立案並び
に当該政策を実施するために必要な運輸支局
の所掌事務の運営に関する事。
- 八 運輸支局の所掌に係る施策に関し横断的な
処理を要する事項に関する基本的な政策の企
画及び立案並びに当該政策を実施するために
必要な運輸支局の所掌事務の運営に関するこ
と。
- 九 都市交通その他の地域的な交通に関する基
本的な計画及び地域における交通調整に関す
ること(都市計画及び都市計画事業に関する
ものを除く)。
- 十 倉庫業その他の保管事業の発達、改善及び
調整に関する事。
- 十一 中心市街地の活性化に関する法律第七条
第十項第四号に規定する貨物運送効率化事業
に関する計画の認定に関する事。
- 十二 地域再生法第十七条の四十六第一項に規
定する住宅団地再生貨物運送共同化実施計画
の認定に関する事。
- 十三 流通業務の総合化及び効率化の促進に関
する法律第二条第二号に規定する流通業務総
合効率化事業に関する事(港湾流通拠点地
区に関するものを除く)。
- 十四 都市の低炭素化の促進に関する法律第三
十二条第一項に規定する貨物運送共同化実施
計画の認定に関する事。
- 十五 貨物利用運送事業の発達、改善及び調整
に関する事。
- 十六 自動車ターミナルに関する事。
- 十七 所掌事務に係る一般消費者の利益の保護
に関する事。
- 十八 観光地及び観光施設の改善その他の観光
の振興に関する事。
- 十九 旅行業及び旅行業者代理業その他の所掌
に係る観光事業の発達、改善及び調整に関す
ること。
- 二十 全国通訳案内士及び地域通訳案内士に関
すること。
- 二十一 ホテル及び旅館の登録に関する事。
- 二十二 鉄道等の整備並びにこれらの整備及び
運行に関連する環境対策に関する事(軌道
の工事施行の認可等に関するものを除く)。
- 二十三 鉄道等による運送及びこれらの事業の
発達、改善及び調整に関する事。
- 二十四 鉄道等の安全の確保に関する事(軌
道の工事施行の認可等に関するものを除く)。

- 二十五 鉄道等に関する事故及びこれらの事故
の兆候の原因並びにこれらの事故に伴い発生
した被害の原因を究明するための調査に関す
ること(運輸安全委員会の所掌に属するもの
を除く)。
- 二十六 陸運機器等の製造、流通及び消費の増
進、改善及び調整並びにこれらの陸運機器等
の製造に関する事業の発達、改善及び調整に
関すること。
- 二十七 道路運送及び道路運送事業の発達、改
善及び調整に関する事。
- 二十八 自動車損害賠償責任保険及び自動車損
害賠償責任共済に関する事。
- 二十九 政府の管掌する自動車損害賠償保障事
業に関する事。
- 三十 自動車の登録及び自動車抵当に関するこ
と。
- 三十一 自動車検査登録印紙の売りさばきに関
すること。
- 三十二 自動車及び自動車販売事業に関する調
査及び統計に関する事(自動車の整備及び
技術に関するものを除く)。
- 三十三 水上運送及び水上運送事業の発達、改
善及び調整に関する事。
- 三十四 港湾運送及び港湾運送事業の発達、改
善及び調整に関する事。
- 三十五 外国船舶に係るタンカー油濁損害賠償
保障契約、一般船舶等油濁損害賠償保障契約
及び難破物除去損害賠償保障契約に関する検
査(外国船舶のうち特に重要なものに係るも
のを除く。)に関する事。
- 三十六 海事代理士に関する事。
- 三十七 海事思想の普及及び宣伝に関する事
と。
- 三十八 船員の労働条件、安全衛生その他の勞
働環境、福利厚生及び災害補償、船内規律並
びに船員手帳に関する事。
- 三十九 船員の失業対策及び船員の職業の紹
介、職業の指導、職業の補導その他船員の勞
務の需給調整に関する事。
- 四十 船員の教育及び養成、海技士及び小型船
舶操縦士の免許、船舶職員及び小型船舶操縦
者の資格及び定員並びに水先に関する事。
- 四十一 船舶の航行の安全の確保に係る外国船
舶の監督のうち船舶の乗組員に関する事。

四十二 船舶の乗組員の適正な労働環境及び療養補償の確保に係る外国船舶の監督に関すること。

四十三 前各号に掲げるもののほか、運輸支局の所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること。

3 函館運輸支局、室蘭運輸支局、東京運輸支局、静岡運輸支局、和歌山運輸支局、岡山運輸支局、福岡運輸支局、長崎運輸支局及び鹿児島運輸支局以外の運輸支局における、第二百二十七条第二項第一号から第七号までに掲げる事務に關しては、同項の規定にかかわらず、運輸企画専門官がつかさどる。

4 運輸企画専門官のうちから国土交通大臣が指名する者を首席運輸企画専門官とする。

5 首席運輸企画専門官は、運輸企画専門官の所掌に属する事務を統括する。

6 茨城運輸支局、埼玉運輸支局、千葉運輸支局、東京運輸支局、神奈川運輸支局、愛知運輸支局、大阪運輸支局及び福岡運輸支局に於ては、次条第二項の規定にかかわらず、同項第二号に掲げる事務（貨物利用運送事業及び道路運送事業に関する監査及びこれに基づく指導並びに家用自動車の使用についての監査及びこれに基づく指導に係るものに限る。）は首席運輸企画専門官がこれを統括する。

7 第四項に規定するもののほか、運輸企画専門官のうちから国土交通大臣が指名する者を次席運輸企画専門官とする。

8 次席運輸企画専門官は、運輸企画専門官の所掌に属する事務の統括に關し、首席運輸企画専門官を補佐する。

（陸運技術専門官）

第二百二十六条 運輸支局に、陸運技術専門官を置く。

2 陸運技術専門官は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 自動車車庫に関すること。

二 道路運送及び道路運送車両の安全の確保、道路運送車両による公害の防止その他の道路運送車両に係る環境の保全並びに道路運送車両の使用に関すること。

三 自動車の整備事業の発達、改善及び調整に關すること。

四 軽車両及び自動車用代燃装置の製造、流通及び消費の増進、改善及び調整並びにこれらの製造に関する事業の発達、改善及び調整に關すること（運輸企画専門官の所掌に属するものを除く。）。

五 道路運送車両並びにその使用及び整備に必要な機械器具及び物資の流通及び消費の増進、改善及び調整に關すること（運輸企画専門官の所掌に属するものを除く。）。

6 陸運技術専門官のうちから国土交通大臣が指名する者を首席陸運技術専門官とする。

7 首席陸運技術専門官は、陸運技術専門官の所掌に属する事務（茨城運輸支局、埼玉運輸支局、千葉運輸支局、東京運輸支局、大分運輸支局及び福岡運輸支局に於ては、貨物利用運送事業及び道路運送事業に関する監査及びこれに基づく指導並びに家用自動車の使用についての監査及びこれに基づく指導に係るものを除く。）を統括する。

（海事技術専門官）

第二百二十七条 運輸支局（札幌運輸支局、帯広運輸支局、北見運輸支局、宮城運輸支局、栃木運輸支局、群馬運輸支局、埼玉運輸支局、神奈川運輸支局、山梨運輸支局、新潟運輸支局、長野運輸支局、岐阜運輸支局、愛知運輸支局、滋賀運輸支局、大阪運輸支局、奈良運輸支局、島根運輸支局、広島運輸支局、香川運輸支局、愛媛運輸支局、佐賀運輸支局及び宮崎運輸支局を除く。）に、海事技術専門官を置く。

2 海事技術専門官は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 海洋汚染等及び海上災害の防止に關すること（第八号、第九号、第十一号及び第十二号に係るものを除く。）。

二 船舶のトン数の測定及び登録に關すること（第十四号から第十八号に係るものを除く。）。

三 船舶の安全の確保並びに船舶による危険物その他の特殊貨物の運送及び貯蔵に關すること（第八号及び第十号から第十二号までに係るものを除く。）。

四 造船に關する事業の発達、改善及び調整に關すること。

五 船舶、船舶用機関及び船舶用品の製造、修繕、流通及び消費の増進、改善及び調整に關すること。

六 モーターボート競走に關すること。

七 船舶の航行の安全の確保及び海洋汚染等の防止に係る外国船舶の監督に關すること（船舶の乗組員に關するもの及び検査の執行に關するものを除く。）。

八 船舶検査の執行に關すること。

九 海洋汚染等及び海上災害の防止に關する法律の規定による原動機の出力量確認、原動機取扱手引書の承認、二酸化炭素放出抑制指標に關する承認並びに海洋汚染防止設備等、海洋汚染防止緊急措置手引書等、大気汚染防止検査対策設備及び揮発性物質放出防止措置手引書の検査の執行に關すること。

十 危険物その他の特殊貨物の積付検査の執行に關すること。

十一 型式承認を受けた船舶、船舶用機関及び船舶用品の検定の執行に關すること。

十二 船級協会の行う船舶の検査の事務の審査に關すること。

十三 水上運送事業に係るエネルギーの使用の合理化に關する報告の徴収及び立入検査に關すること（船舶の施設に關するものに限る。）。

十四 船舶のトン数の測定に關すること。

十五 船舶の測定に係る計算書及び明細書の作成に關すること。

十六 船舶名書の作成に關すること。

十七 船舶のトン数に係る証書及び確認書の作成に關すること。

十八 外国船舶に係るトン数に關する証書の検査に關すること。

十九 船舶の航行の安全の確保及び海洋汚染等の防止に係る外国船舶の監督に係る検査の執行に關すること（船舶の航行の安全の確保に係る外国船舶の監督のうち船舶の乗組員に關するものに係る検査の執行に關するものを除く。）。

（外国船舶監督官）

第二百二十八条 旭川運輸支局、釧路運輸支局、秋田運輸支局、福島運輸支局、千葉運輸支局、東京運輸支局、富山運輸支局、静岡運輸支局、三重運輸支局、京都運輸支局、和歌山運輸支局、鳥取運輸支局、山口運輸支局、福岡運輸支局、長崎運輸支局、熊本運輸支局、大分運輸支局及び鹿児島運輸支局に外国船舶監督官（關係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）を置く。

2 前項に掲げる運輸支局における、次に掲げる事務に關しては、第二百二十五条及び前条の規定にかかわらず、外国船舶監督官がつかさどる。

一 船舶の航行の安全の確保及び海洋汚染等の防止に係る外国船舶の監督に係る検査の執行に關すること（次号に掲げる事務を除く。）。

二 船舶の航行の安全の確保に係る外国船舶の監督のうち船舶の乗組員に關するもの並びに船舶の乗組員の適正な労働環境及び療養補償の確保に係る外国船舶の監督に係る検査の執行並びに外国船舶に係るタンカー油濁損害賠償保障契約、一般船舶等油濁損害賠償保障契約及び難破物除去損害賠償保障契約に關する検査（外国船舶のうち特に重要なものに係るものを除く。）の執行に關すること。（運輸支局に置かれる首席運輸企画専門官等の定数）

（陸運技術専門官）

第二百二十九条 運輸支局に置かれる首席運輸企画専門官、首席陸運技術専門官及び首席海事技術専門官並びに次席運輸企画専門官及び次席海事技術専門官の定数は次のとおりとする。

九 海洋汚染等及び海上災害の防止に關すること（第八号、第九号、第十一号及び第十二号に係るものを除く。）。

十 船舶のトン数の測定及び登録に關すること（第十四号から第十八号に係るものを除く。）。

十一 船舶の安全の確保並びに船舶による危険物その他の特殊貨物の運送及び貯蔵に關すること（第八号及び第十号から第十二号までに係るものを除く。）。

十二 造船に關する事業の発達、改善及び調整に關すること。

十三 船舶、船舶用機関及び船舶用品の製造、修繕、流通及び消費の増進、改善及び調整に關すること。

十四 モーターボート競走に關すること。

十五 船舶の航行の安全の確保及び海洋汚染等の防止に係る外国船舶の監督に關すること（船舶の乗組員に關するもの及び検査の執行に關するものを除く。）。

十六 船舶の航行の安全の確保及び海洋汚染等の防止に係る外国船舶の監督に關すること（船舶の乗組員に關するもの及び検査の執行に關するものを除く。）。

十七 船舶の航行の安全の確保に係る検査の執行に關すること（船舶の航行の安全の確保に係る外国船舶の監督のうち船舶の乗組員に關するものに係る検査の執行に關するものを除く。）。

十八 船舶の航行の安全の確保及び海洋汚染等の防止に係る外国船舶の監督に係る検査の執行に關すること（船舶の航行の安全の確保に係る外国船舶の監督のうち船舶の乗組員に關するものに係る検査の執行に關するものを除く。）。

十九 船舶の航行の安全の確保及び海洋汚染等の防止に係る外国船舶の監督に係る検査の執行に關すること（船舶の航行の安全の確保に係る外国船舶の監督のうち船舶の乗組員に關するものに係る検査の執行に關するものを除く。）。

二十 船舶の航行の安全の確保及び海洋汚染等の防止に係る外国船舶の監督に係る検査の執行に關すること（船舶の航行の安全の確保に係る外国船舶の監督のうち船舶の乗組員に關するものに係る検査の執行に關するものを除く。）。

（陸運技術専門官）

第二百二十九条 運輸支局に置かれる首席運輸企画専門官、首席陸運技術専門官及び首席海事技術専門官並びに次席運輸企画専門官及び次席海事技術専門官の定数は次のとおりとする。

（陸運技術専門官）

第二百二十九条 運輸支局に置かれる首席運輸企画専門官、首席陸運技術専門官及び首席海事技術専門官並びに次席運輸企画専門官及び次席海事技術専門官の定数は次のとおりとする。

長崎運輸支局	首席運輸企画専門官	七人
	首席陸運技術専門官	二人
	首席海事技術専門官	二人
福岡運輸支局	首席運輸企画専門官	八人
	次席運輸企画専門官	一人
	首席陸運技術専門官	一人
	首席海事技術専門官	三人
東京運輸支局	首席運輸企画専門官	九人
	次席運輸企画専門官	一人
	首席陸運技術専門官	一人
	首席海事技術専門官	三人

静岡運輸支局	首席海事技術専門官	三人
函館運輸支局	首席陸運技術専門官	一人
室蘭運輸支局	首席陸運技術専門官	一人
鹿兒島運輸支局	首席陸運技術専門官	一人
釧路運輸支局	首席陸運技術専門官	一人
千葉運輸支局	首席陸運技術専門官	一人
三重運輸支局	首席陸運技術専門官	一人
山口運輸支局	首席陸運技術専門官	一人
熊本運輸支局	首席陸運技術専門官	一人
大分運輸支局	首席陸運技術専門官	一人
宮崎運輸支局	首席陸運技術専門官	一人
和歌山運輸支局	首席陸運技術専門官	一人
岡山運輸支局	首席陸運技術専門官	一人
青森運輸支局	首席陸運技術専門官	一人
旭川運輸支局	首席陸運技術専門官	一人
福島運輸支局	首席陸運技術専門官	一人
富山運輸支局	首席陸運技術専門官	一人
石川運輸支局	首席陸運技術専門官	一人
福井運輸支局	首席陸運技術専門官	一人
京都運輸支局	首席陸運技術専門官	一人
茨城運輸支局	首席陸運技術専門官	一人
鳥取運輸支局	首席陸運技術専門官	一人
徳島運輸支局	首席陸運技術専門官	一人
高知運輸支局	首席陸運技術専門官	一人
大阪運輸支局	首席陸運技術専門官	一人
愛知運輸支局	首席陸運技術専門官	一人
愛媛運輸支局	首席陸運技術専門官	一人
佐賀運輸支局	首席陸運技術専門官	一人
神奈川運輸支局	首席陸運技術専門官	一人
岩手運輸支局	首席陸運技術専門官	一人
埼玉運輸支局	首席陸運技術専門官	一人
新潟運輸支局	首席陸運技術専門官	一人
岐阜運輸支局	首席陸運技術専門官	一人

長野運輸支局 首席陸運技術専門官 三人
 島根運輸支局 首席陸運技術専門官 一人
 札幌運輸支局 首席陸運技術専門官 一人
 秋田運輸支局 首席陸運技術専門官 一人
 山形運輸支局 首席陸運技術専門官 一人
 宮城運輸支局 首席陸運技術専門官 一人
 山梨運輸支局 首席陸運技術専門官 一人
 広島運輸支局 首席陸運技術専門官 一人
 帯広運輸支局 首席陸運技術専門官 一人
 北見運輸支局 首席陸運技術専門官 一人
 栃木運輸支局 首席陸運技術専門官 一人
 群馬運輸支局 首席陸運技術専門官 一人
 滋賀運輸支局 首席陸運技術専門官 一人
 奈良運輸支局 首席陸運技術専門官 一人
 香川運輸支局 首席陸運技術専門官 一人

第四百三十九条から第四百四十七条まで 削除

第四章 地方運輸局、運輸監理部又は運輸支局の事務所

第一節 総則

（自動車検査登録事務所及び海事事務所）

第四百四十八条 国土交通省設置法第三十七条第四項に規定する地方運輸局、運輸監理部及び運輸支局の事務所は、自動車検査登録事務所及び海事事務所とする。

第二節 自動車検査登録事務所

（自動車検査登録事務所）

第四百四十九条 自動車検査登録事務所の名称、位置及び管轄区域は、別表第三のとおりとする。

2 自動車検査登録事務所は、運輸監理部又は運輸支局の所掌事務のうち、次に掲げる事務を分掌する。

- 1 自動車の登録及び自動車抵当に関すること（自動車登録番号標の交付代行者の指定に関するものを除く。）
- 2 自動車検査登録印紙の売りさばきに関すること。
- 3 自動車及び自動車販売事業に関する調査及び統計に関すること（自動車の整備及び技術に関するものを除く。）
- 4 道路運送車両の整備に関すること。
- 5 道路運送車両の使用に関する事務のうち技術上の改善に関すること。
- 6 自動車の検査に関すること。
- 7 自動車の車台番号及び原動機の型式の打刻に関すること。
- 8 道路運送車両に関する技術上の調査及び統計に関すること。

- 3 自動車検査登録事務所に、運輸企画専門官及び陸運技術専門官を置く。
- 4 運輸企画専門官は、次に掲げる事務をつかさどる。
 - 1 自動車の登録及び自動車抵当に関すること（自動車登録番号標の交付代行者の指定に関するものを除く。）
 - 2 自動車検査登録印紙の売りさばきに関すること。
 - 3 自動車及び自動車販売事業に関する調査及び統計に関すること（自動車の整備及び技術に関するものを除く。）
 - 4 陸運技術専門官は、次に掲げる事務をつかさどる。
 - 1 道路運送車両の整備に関すること。
 - 2 道路運送車両の使用に関する事務のうち技術上の改善に関すること。
 - 3 自動車の検査に関すること。
 - 4 自動車の車台番号及び原動機の型式の打刻に関すること。
 - 5 道路運送車両に関する技術上の調査及び統計に関すること。

第三節 海事事務所

（海事事務所）

第五百十条 海事事務所の名称及び位置は、別表第四のとおりとする。

2 別表第五の上欄に掲げる事務に関しては、同表の下欄に掲げる海事事務所が、それぞれ同表の下の欄に掲げる区域を管轄するものとする。

3 海事事務所は、地方運輸局、運輸監理部又は運輸支局の所掌事務のうち、次に掲げる事務を分掌する。

- 1 海洋汚染等及び海上災害の防止に関すること。
- 2 倉庫業その他の保管事業の発達、改善及び調整に関すること。

- 3 船舶運航事業者の行う貨物の運送に係る貨物利用運送事業の発達、改善及び調整に関すること。
- 4 水上運送及び水上運送事業の発達、改善及び調整に関すること。
- 5 港湾運送及び港湾運送事業の発達、改善及び調整に関すること。
- 6 外国船舶に係るタンカー油濁損害賠償保障契約、一般船舶等油濁損害賠償保障契約及び難破物除去損害賠償保障契約に関する検査（外国船舶のうち特に重要なものに係るものを除く。）に関すること。
- 7 海事代理士に関すること。
- 8 海事思想の普及及び宣伝に関すること。
- 9 船舶のトン数の測定及び登録に関すること。
- 10 船舶の安全の確保並びに船舶による危険物その他の特殊貨物の運送及び貯蔵に関すること。
- 11 造船に関する事業の発達、改善及び調整に関すること。
- 12 船舶、船舶用機関及び船舶用品の製造、修繕、流通及び消費の増進、改善及び調整に関すること。
- 13 モーターボート競走に関すること。
- 14 船員の労働条件、安全衛生その他の労働環境、福利厚生及び災害補償、船内規律並びに船員手帳に関すること。
- 15 船員の失業対策及び船員の職業の紹介、職業の指導、職業の補導その他船員の労務の需給調整に関すること。
- 16 船員の教育及び養成、海技士及び小型船舶操縦士の免許、船舶職員及び小型船舶操縦者の資格及び定員並びに水先に関すること。
- 17 船舶の航行の安全の確保、船舶の乗組員の適正な労働環境及び療養補償の確保並びに海洋汚染等の防止に係る外国船舶の監督に関すること。

第五十一条 苦小牧海事事務所、八戸海事事務所、石巻海事事務所、気仙沼海事事務所、鹿島海事事務所、川崎海事事務所、下田海事事務所、鳥羽海事事務所、勝浦海事事務所、水島海事事務所、因島海事事務所、宇和島海事事務所及び下関海事事務所、それぞれ次長一人を置く。

2 次長は、海事事務所長を助け、海事事務所の事務を整理する。

(運輸企画専門官)

第百五十二条 海事事務所に、運輸企画専門官を置く。

2 運輸企画専門官は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 海事事務所の所掌事務に関する総合調整に関すること。

二 海事事務所長の官印及び海事事務所印の保管に関すること。

三 公文書類の接受、発送、編集及び保存に関すること。

四 公文書類の審査及び進達に関すること。

五 海事事務所の職員、給与、懲戒、職務その他の人事並びに教養及び訓練に関すること。

六 海事事務所の所掌に係る経費及び収入の予算、決算及び会計並びに会計の監査に関すること。

七 倉庫業その他の保管事業の発達、改善及び調整に関すること。

八 船舶運送事業者の行う貨物の運送に係る貨物利用運送事業の発達、改善及び調整に関すること。

九 水上運送及び水上運送事業の発達、改善及び調整に関すること。

十 港湾運送及び港湾運送事業の発達、改善及び調整に関すること。

十一 外国船舶に係るタンカー油濁損害賠償保障契約、一般船舶等油濁損害賠償保障契約及び難破物除去損害賠償保障契約に関する検査(外国船舶のうち特に重要なものに係るものを除く。)に関すること。

十二 海事代理士に関すること。

十三 海事思想の普及及び宣伝に関すること。

十四 船員の労働条件、安全衛生その他の労働環境、福利厚生及び災害補償、船内規律並びに船員手帳に関すること。

十五 船員の失業対策及び船員の職業の紹介、職業の指導、職業の補導その他船員の労務の需給調整に関すること。

十六 船員の教育及び養成、海技士及び小型船舶操縦士の免許、船舶職員及び小型船舶操縦者の資格及び定員並びに水先に関すること。

十七 船舶の航行の安全の確保に係る外国船舶の監督のうち船舶の乗組員に関すること。

十八 船舶の乗組員の適正な労働環境及び療養補償の確保に係る外国船舶の監督に関すること。

十九 前各号に掲げるもののほか、海事事務所の所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること。

三 姫路海事事務所、今治海事事務所及び若松海事事務所における、次条第二項第一号から第七号に掲げる事務に関しては、同項の規定にかかわらず、運輸企画専門官がこれをつかさどる。

四 運輸企画専門官のうちから国土交通大臣が指名する者を首席運輸企画専門官とする。

五 首席運輸企画専門官は、運輸企画専門官の所掌に属する事務を統括する。

(海事技術専門官)

第百五十三条 海事事務所(勝浦海事事務所及び若松海事事務所を除く。)に、海事技術専門官を置く。

2 海事技術専門官は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 海洋汚染等及び海上災害の防止に関すること(第八号、第九号、第十一号及び第十二号に係るものを除く。)

二 船舶のトン数の測度及び登録に関すること(第十四号から第十八号までに係るものを除く。)

三 船舶の安全の確保並びに船舶による危険物その他の特殊貨物の運送及び貯蔵に関すること(第八号及び第十号から第十二号までに係るものを除く。)

四 造船に関する事業の発達、改善及び調整に関すること。

五 船舶、船舶用機関及び船舶用品の製造、修繕、流通及び消費の増進、改善及び調整に関すること。

六 モーターボート競走に関すること。

七 船舶の航行の安全の確保及び海洋汚染等の防止に係る外国船舶の監督に関すること(船舶の乗組員に関するもの及び検査の執行に属するものを除く。)

八 船舶検査の執行に関すること。

九 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定による原動機の放出量確認、原動機取扱手引書の承認、二酸化炭素放出抑制航行手引書の承認、二酸化炭素放出抑制指標に係る確認並びに海洋汚染防止設備等、海洋汚染防止緊急措置手引書等、大気汚染防止検査対

象設備及び揮発性物質放出防止措置手引書の検査の執行に関すること。

十 危険物その他の特殊貨物の積付検査の執行に関すること。

十一 型式承認を受けた船舶、船舶用機関及び船舶用品の検定の執行に関すること。

十二 船級協会の行う船舶の検査の事務の審査に関すること。

十三 水上運送事業に係るエネルギーの使用の合理化に関する報告の徴収及び立入検査に関すること(船舶の施設に関するものに限る。)

十四 船舶のトン数の測度の執行に関すること。

十五 船舶の測度に係る計算書及び明細書の作成に関すること。

十六 船舶件名書の作成に関すること。

十七 船舶のトン数に係る証書及び確認書の作成に関すること。

十八 外国船舶に係るトン数に関する証書の検査に関すること。

十九 船舶の航行の安全の確保及び海洋汚染等の防止に係る外国船舶の監督に係る検査の執行に関すること(船舶の航行の安全の確保及び海洋汚染等の防止に係る外国船舶の監督のうち船舶の乗組員に関するものに係る検査の執行に関するものを除く。)(因島海事事務所を除く。)

三 呉海事事務所、尾道海事事務所、佐世保海事事務所及び下関海事事務所における、前条第二項第十一号及び第十七号に掲げる事務(執行に関するものを除く。)に関しては、同項の規定にかかわらず、海事技術専門官がつかさどる。

四 海事技術専門官のうちから国土交通大臣が指名する者を首席海事技術専門官とする。

五 首席海事技術専門官は、海事技術専門官の所掌に属する事務を統括する。

六 第四項に規定するもののほか、海事技術専門官のうちから国土交通大臣が指名する者を次席海事技術専門官とする。

七 次席海事技術専門官は、海事技術専門官の所掌に属する事務の統括に関し、首席海事技術専門官を補佐する。

(外国船舶監督官)

第百五十四条 若狭海事事務所、八戸海事事務所、鹿島海事事務所、川崎海事事務所、姫路海事事務所、水島海事事務所、尾道海事事務所、

今治海事事務所及び下関海事事務所(外国船舶監督官(関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。))を置く。

2 前項に掲げる海事事務所における、次に掲げる事務に関しては、前二条の規定にかかわらず、外国船舶監督官がつかさどる。

一 船舶の航行の安全の確保及び海洋汚染等の防止に係る外国船舶の監督に係る検査の執行に関すること(次号に掲げる事務を除く。)

二 船舶の航行の安全の確保に係る外国船舶の監督のうち船舶の乗組員に関するもの並びに船舶の乗組員の適正な労働環境及び療養補償の確保に係る外国船舶の監督に係る検査の執行並びに外国船舶に係るタンカー油濁損害賠償保障契約、一般船舶等油濁損害賠償保障契約及び難破物除去損害賠償保障契約に関する検査(外国船舶のうち特に重要なものに係るものを除く。)の執行に関すること。

(海事事務所)に置かれる首席運輸企画専門官等の定数)

第百五十五条 海事事務所(置かれる首席運輸企画専門官及び首席海事技術専門官並びに次席海事技術専門官)の定数は次のとおりとする。

海事事務所

尾道海事事務所

下関海事事務所

佐世保海事事務所

今治海事事務所

姫路海事事務所

若狭海事事務所

八戸海事事務所

石巻海事事務所

気仙沼海事事務所

下田海事事務所

鳥羽海事事務所

宇和島海事事務所

海事事務所

首席運輸企画専門官

首席海事技術専門官

次席海事技術専門官

首席運輸企画専門官

首席海事技術専門官

一 次条から附則第九条まで及び附則第十三条の規定 改正法附則第一条第二号に定める日 (平成十六年十二月一日)

附則 (平成一七年三月三十一日国土交通省令第四〇号)

この省令は、平成十七年四月一日から施行する。

附則 (平成一七年九月三〇日国土交通省令第一〇〇号) 抄

(施行期日)

第一条 この省令は、法の施行の日 (平成十七年十月一日) から施行する。

附則 (平成一八年三月三十一日国土交通省令第二四号) 抄

(施行期日)

第一条 この省令は、通訳案内業法及び外国人観光旅客の来訪地域の多様化の促進による国際観光の振興に関する法律の一部を改正する法律の施行の日 (平成十八年四月一日) から施行する。

附則 (平成一八年三月三十一日国土交通省令第四〇号)

この省令は、平成十八年四月一日から施行する。

附則 (平成一八年三月三十一日国土交通省令第五一〇号)

この省令は、運輸の安全性の向上のための鉄道事業法等の一部を改正する法律附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日 (平成十八年四月一日) から施行する。

附則 (平成一八年四月一九日国土交通省令第五六号)

この省令は、平成十八年七月一日から施行する。ただし、第二条の規定は、同年八月二十八日から施行する。

附則 (平成一八年八月一八日国土交通省令第八二〇号) 抄

(施行期日)

第一条 この省令は、中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律の一部を改正する等の法律 (平成十八年法律第五十四号) の施行の日 (平成十八年八月二十二日) から施行する。

附則 (平成一九年三月三十一日国土交通省令第三八号)

この省令は、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律の施行の日 (平成十九年四月一日) から施行する。

附則 (平成一九年四月一日国土交通省令第四七号)

この省令は、公布の日から施行する。ただし、第二条の規定は、平成十九年七月一日から施行する。

附則 (平成二〇年六月三〇日国土交通省令第五〇号)

この省令は、平成二十年七月一日から施行する。

附則 (平成二〇年八月八日国土交通省令第七〇号) 抄

(施行期日)

1 この省令は、平成二十年十月一日から施行する。

附則 (平成二二年三月三〇日国土交通省令第一六号)

この省令は、国家公務員法等の一部を改正する法律附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日 (平成二十一年四月一日) から施行する。

附則 (平成二二年三月三十一日国土交通省令第二四号)

この省令は、平成二十一年四月一日から施行する。

附則 (平成二二年四月一日国土交通省令第二五号)

この省令は、公布の日から施行する。

附則 (平成二二年五月二〇日国土交通省令第三一〇号) 抄

(施行期日)

第一条 この省令は、改正法附則第一条第二号の政令で定める日 (平成二十二年五月二十日) から施行する。

附則 (平成二三年三月三十一日国土交通省令第二五号)

この省令は、平成二十三年四月一日から施行する。

附則 (平成二三年七月二十九日国土交通省令第五四号) 抄

(施行期日)

第一条 この省令は、法の施行の日 (平成二十三年八月一日) から施行する。

附則 (平成二四年五月三〇日国土交通省令第五六号) 抄

(施行期日)

第一条 この省令は、法附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日 (平成二十四年五月三十日) から施行する。

附則 (平成二四年二月三日国土交通省令第八六号) 抄

(施行期日)

第一条 この省令は、都市の低炭素化の促進に関する法律の施行の日 (平成二十四年十二月四日) から施行する。

附則 (平成二四年二月二十八日国土交通省令第九一〇号) 抄

(施行期日)

第一条 この省令は、平成二十五年一月一日から施行する。

附則 (平成二五年五月一日国土交通省令第三一〇号) 抄

(施行期日)

第一条 この省令は、二十六年の海上の労働に関する条約が日本国について効力を生ずる日から施行する。ただし、第六条の規定中国土交通省組織規則第九十九条第四項の改正規定、第七條の規定中地方運輸局組織規則第七十九条第一項及び第一百条第一項の改正規定並びに第二章の規定は、改正法附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日 (平成二十五年五月一日) から施行する。

附則 (平成二五年五月二六日国土交通省令第四三〇号)

この省令は、公布の日から施行する。

附則 (平成二六年三月三十一日国土交通省令第四二〇号)

この省令は、平成二六年四月一日から施行する。

附則 (平成二六年七月二日国土交通省令第六三〇号) 抄

(施行期日)

第一条 この省令は、中心市街地の活性化に関する法律の一部を改正する法律の施行の日 (平成二十六年七月三日) から施行する。

附則 (平成二六年九月三〇日国土交通省令第七五〇号) 抄

(施行期日)

1 この省令は、平成二十六年十月一日から施行する。

附則 (平成二七年四月一〇日国土交通省令第三三〇号)

この省令は、公布の日から施行する。

附則 (平成二七年六月三〇日国土交通省令第五〇〇号) 抄

(施行期日)

1 この省令は、平成二十七年七月一日から施行する。

附則 (平成二七年九月一日国土交通省令第六六〇号) 抄

(施行期日)

第一条 この省令は、国家戦略特別区域法及び構造改革特別区域法の一部を改正する法律の施行の日 (平成二十七年九月一日) から施行する。

附則 (平成二九年三月三十一日国土交通省令第二七〇号)

この省令は、平成二十九年四月一日から施行する。

附則 (平成三〇年一月四日国土交通省令第一一〇号) 抄

(施行期日)

第一条 この省令は、通訳案内士法及び旅行業法の一部を改正する法律 (以下「改正法」という。) の施行の日 (平成三十年一月四日) から施行する。

附則 (平成三〇年三月三十一日国土交通省令第三二〇号)

この省令は、平成三十年四月一日から施行する。

附則 (平成三一年三月二六日国土交通省令第一二〇号) 抄

(施行期日)

第一条 この省令は、法の施行の日から施行する。ただし、附則第二条から第十条までの規定、附則第十二条の規定、附則第十四条中国土交通省組織規則 (平成十三年国土交通省令第一号) 附則第八条の次に一条を加える改正規定及び附則第十五条中地方運輸局組織規則 (平成十四年国土交通省令第七三三号) 附則第三条の次に十一條を加える改正規定は、法附則第一条第二号の政令で定める日 (平成三十一年四月一日) から施行する。

附則 (平成三一年三月二九日国土交通省令第三三〇号)

この省令は、平成三十一年四月一日から施行する。

附則 (令和元年六月二八日国土交通省令第二〇〇号)

この省令は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日 (令和元年七月一日) から施行する。

附則 (令和元年二月二七日国土交通省令第五〇〇号)

飛騨自動車検査所	高山岐阜市のうち高山市、飛騨市、下呂市及び大野郡
浜松自動車検査所	静岡県のうち浜松市、磐田市、掛川市、袋井市、湖西市、御前崎市、菊川市及び周智郡
沼津自動車検査所	静岡県のうち沼津市、熱海市、三島市、富士宮市、伊東市、富士市、御殿場市、下田市、裾野市、伊豆市、伊豆の国市、賀茂郡、田方郡及び駿東郡
豊橋自動車検査所	愛知県のうち豊橋市、豊川市、蒲郡市、新城市、田原市及び北設楽郡
西三河自動車検査所	愛知県のうち岡崎市、碧南市、刈谷市、豊田市、安城市、西尾市、知立市、高浜市、みよし市、幡豆郡及び額田郡
小牧自動車検査所	愛知県のうち一宮市、瀬戸市、春日井市、犬山市、江南市、小牧市、稲沢市、尾張旭市、岩倉市、清須市、北名古屋市、西春日井郡及び丹羽郡
ななわ自動車検査所	大阪府のうち大阪市
和泉自動車検査所	大阪府のうち堺市、岸和田市、泉大津市、貝塚市、泉佐野市、富田林市、河内長野市、松原市、和泉市、柏原市、羽曳野市、高石市、藤井寺市、泉南市、大阪狭山市、阪南市、泉北郡、泉南郡及び南河内郡
姫路自動車検査所	兵庫県のうち姫路市、相生市、豊岡市、加古川市、赤穂市、高砂市、加西市、養父市、朝来市、宍粟市、たつの市、加古郡、神崎郡、揖保郡、赤穂郡、佐用郡及び美方郡
福山自動車検査所	広島県のうち竹原市、三原市、尾道市、福山市、府中市、豊田郡、世羅郡及び神石郡

北九州自動車検査所	北九州市のうち北九州市、行橋市、豊前市、中間市、遠賀郡、京都市及び築上郡
久留米自動車検査所	福岡県のうち大牟田市、久留米市、柳川市、八女市、筑後市、大川市、小郡市、うきは市、朝倉市、みやま市、朝倉郡、三井郡、三潞郡及び八女郡
筑豊自動車検査所	福岡県のうち直方市、飯塚市、田川市、宮若市、嘉麻市、鞍手郡、嘉穂郡及び田川郡
佐世保自動車検査所	佐世保市のうち佐世保市、平戸市、松浦市、西海市、東彼杵郡及び北松浦郡
厳原自動車検査所	長崎県のうち対馬市及び壱岐市
奄美自動車検査所	鹿児島県のうち奄美市及び大島郡
鹿児島自動車検査所	鹿児島市
石巻自動車検査所	石巻市
気仙沼自動車検査所	気仙沼市
川崎自動車検査所	川崎市
下田自動車検査所	下田市
鳥羽自動車検査所	鳥羽市
勝浦自動車検査所	和歌山県東牟婁郡那智勝浦町
姫路自動車検査所	姫路市
水島自動車検査所	倉敷市
呉自動車検査所	呉市
尾道自動車検査所	尾道市
因島自動車検査所	尾道市
今治自動車検査所	今治市
宇和島自動車検査所	宇和島市
下関自動車検査所	下関市
若松自動車検査所	北九州市
佐世保自動車検査所	佐世保市

別表第四（海事事務所の名称及び位置）（第百五十条第一項関係）

別表第五（海事事務所の所掌事務及び管轄区域）（第百五十条第二項関係）

海事事務所	管轄区域
海事事務所	北海道のうち北海道的のうち苦小牧市、千歳市、恵庭市、胆振総合振興局管内（勇払郡に限る。）、日高振興局管内及び上川総合振興局管内（勇払郡（占冠村に限る。）に限る。）
海事事務所	青森県のうち八戸市、三沢市、上北郡（野辺地町及び横浜町を除く。）、下北郡（東通村に限る。）及び三戸郡
海事事務所	岩手県のうち久慈市、二戸市、九戸郡及び二戸郡
石巻自動車検査所	宮城県のうち石巻市、登米市、栗原市、東松島市、遠田郡及び牡鹿郡
海事事務所	宮城県のうち気仙沼市及び本吉郡
海事事務所	岩手県のうち大船渡市、一関市、陸前高

川崎海事事務所	神奈川県のうち神奈川市のうち
下田海事事務所	静岡県のうち静岡市のうち熱海市、伊東市、下田市、伊豆市、伊豆の国市、賀茂郡及び田方郡
鳥羽海事事務所	三重県のうち三重市のうち伊勢市、尾鷲市、鳥羽市、熊野市、志摩市、多気郡、度会郡、北牟婁郡及び南牟婁郡
勝浦海事事務所	和歌山県のうち新宮市、西牟婁郡（白浜町及び上富田町を除く。）及び東牟婁郡
海事事務所	兵庫県のうち姫路市、相生市、赤穂市、

事海呉	所務事	事海島水	所務事	事海路姫	所務事	事海浦勝	所務事	事海羽鳥	所務事	事海田下	所務事	事海崎川																								
呉市 広島県のうち	田郡 浅口郡及び小	市、都窪郡、 総社市、浅口	市、井原市、 倉敷市、笠岡	岡山県のうち	徳郡	保郡及び赤	たつの市、揖	市、赤穂市、 姫路市、相生	兵庫県のうち	及び東牟婁郡	町及び上富田	町を除く。	及	和歌山県のう	ち新宮市、西	牟婁郡（白浜	町及び上富田	度会郡、北牟	婁郡及び南牟	婁郡	伊勢市、尾鷲	市、鳥羽市、	熊野市、志摩	市、多気郡、	度会郡、北牟	婁郡及び南牟	婁郡	三重県のうち	静岡県のうち	熱海市、伊東	市、下田市、	伊豆市、伊豆	の国市、賀茂	郡及び田方郡	神奈川県のう	ち川崎市

保世佐	所務事	事海松若	所務事	事海関下	所務事	事海島和宇	所務事	事海治今	所務事	事海道尾	所務事																							
西松浦郡（第	伊万里市及び	佐賀県のうち	手郡 遠賀郡及び鞍	市、宮若市、 直方市、中間	区及び小倉南	区及び小倉北	司区、小倉北	北九州市（門	福岡県のうち	門市	田市及び長	下関市、宇部	山口県のうち	及	及び南宇和郡	郡、北宇和郡	市、西宇和	幡浜市、西予	宇和島市、八	愛媛県のうち	市及び越智郡	市、四国中央	浜市、西条	今治市、新居	愛媛県のうち	び神石郡	郡、世羅郡及	島市、豊田	庄原市、東広	市、三次市、	福山市、府中	市、尾道市、	竹原市、三原	広島県のうち

所務事海
 百五十二条第
 二項第十一号
 及び第十七号
 並びに第五百
 十四条第二項
 第二号に掲げ
 るものを除
 く。
 長崎県のうち
 佐世保市、平
 戸市、松浦市
 及び北松浦郡